



DISCLOSURE

JA愛媛信連の現況

2010



 JA愛媛信連

Ehime Prefectural Credit Federations of Agricultural Cooperatives.

# CONTENTS

ごあいさつ	1
<b>経 営</b>	
●JAグループにおけるJA愛媛信連	2
●JAバンクシステム	3
●JAバンク・セーフティネット	3
●経営方針	4
●中期経営計画	4
●経営体制	5
●リスク管理の状況	6
■コンプライアンス（法令等遵守）	6
■リスク管理態勢	7
■利用者保護等管理態勢	8
■金融円滑化にかかる基本方針	9
■金融商品の勧誘方針	10
■情報セキュリティへの取り組み	10
■個人情報保護法への取り組み	11
●事業の概況	12
●地域貢献情報	16
<b>業 務 内 容</b>	
●事業のご案内	22
<b>組 織</b>	
●当会の組織	27
●沿革・あゆみ	29
●JAバンクえひめの店舗網	30
<b>資 料 編</b>	31

## 信連のロゴマークについて



### 【ロゴマークのコンセプト】

○愛媛のEと信連のSをモチーフに作成

- Sは…
- ・サービス (service) : 奉仕・貢献
- ・セーフティ (safety) : 安全
- ・サングイン (sanguine) : 希望に満ちた
- ・シンセリティ (sincerity) : 誠実

○全体を円で包み込む形状で人の連帯・融和・協同の理念を表現

○中央の円は実りを表現（種子をイメージし、これから育てる豊かな実りへの努力・希望を表す）

○ロゴカラーは、萌黄色を使い、「農」をイメージするとともに、これから成長しようとする新しい息吹を表現

# ごあいさつ



経営管理委員会 会長  
森 映 一



代表理事 理事長  
篠 原 一 志

皆さま方には、平素より私ども愛媛県信用農業協同組合連合会（JA愛媛信連）をお引き立ていただきまして、誠にありがとうございます。

本年も当会をより深くご理解いただくため、当会の経営方針、業務内容、最近の業績等についてまとめたディスクロージャー誌を作成いたしました。ぜひ、ご一読いただき、当会に対するご理解をより深めていただければ幸いに存じます。

当会は、昭和23年の設立以来、農業金融における県域組織として、また農業および地域の発展を支援する地域金融機関として安定的運営を続けてまいりました。これもひとえに会員はもとより関係機関、地域の皆さまのご理解とご支援の賜物と深く感謝申し上げます。

近年、系統金融を取り巻く環境は、景気低迷の長期化観測や金融サービスをめぐる業態間の競争激化等、一段と厳しさを増しております。

このようななか、「JAバンクえひめ」が信頼され、地域金融機関として選ばれるためには、県下JAと当会の連携をより一層強化し、組合員・利用者の皆さまからの負託に応えるとともに、皆さまとの絆を大切にしていきたいと考えております。

当会では、中期経営計画（平成22年度～平成24年度）において『JAとともに、農業とくらしに貢献し、選ばれ、成長し続けるJAバンクえひめを実現する』を経営目標に掲げ、安定的収益還元機能の強化とJAバンクえひめ本部機能の強化に取り組み、「JAバンクえひめ」が皆さまの「農業メインバンク」、「生活メインバンク」になれるよう、日々努めております。

今後とも、役職員一丸となって邁進する所存でございますので、引き続きご支援・ご鞭撻を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

平成22年7月

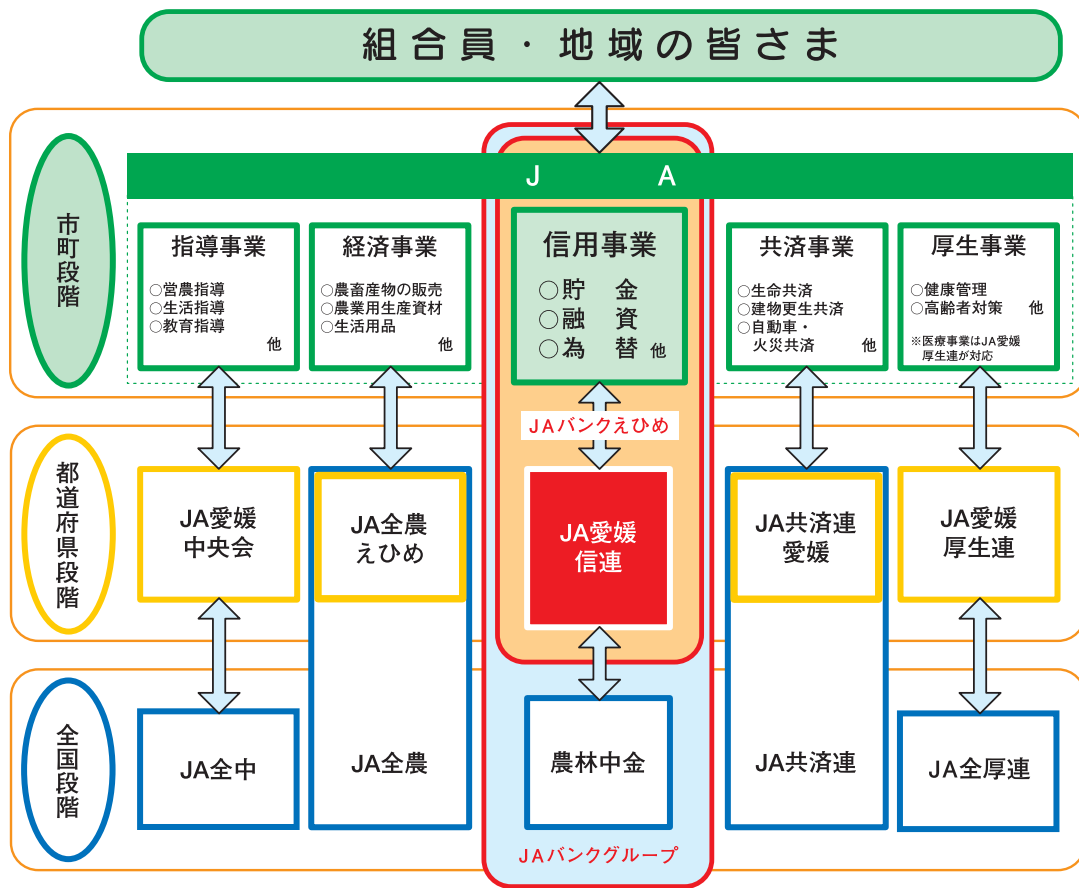
# 経 営

## JAグループにおけるJA愛媛信連

J Aグループの主な事業には、貯金・融資・為替などの金融サービスを提供する信用事業、万一の備えとなる生命共済や自動車共済などを取り扱う共済事業、農畜産物の集荷・販売や生産資材・生活資材の供給などを行う経済事業、組合員の農業経営の改善や生活向上のための指導事業、組合員の健康管理をサポートする厚生事業などがあります。

これらの事業は、地域に密着した「J A」によって営まれ、都道府県段階や全国段階では県域連合組織や全国組織がそれぞれの事業をサポートしています。

特に、信用事業においては、J A、信連、農林中金で構成するグループを「J Aバンク」と総称し、J Aバンクグループが、実質的にひとつの金融機関として一体的に事業を展開しています。



■『JAバンクえひめ』は愛媛県内のJA信用事業部門と当会の総称です。

### 【JAバンクえひめの構成】

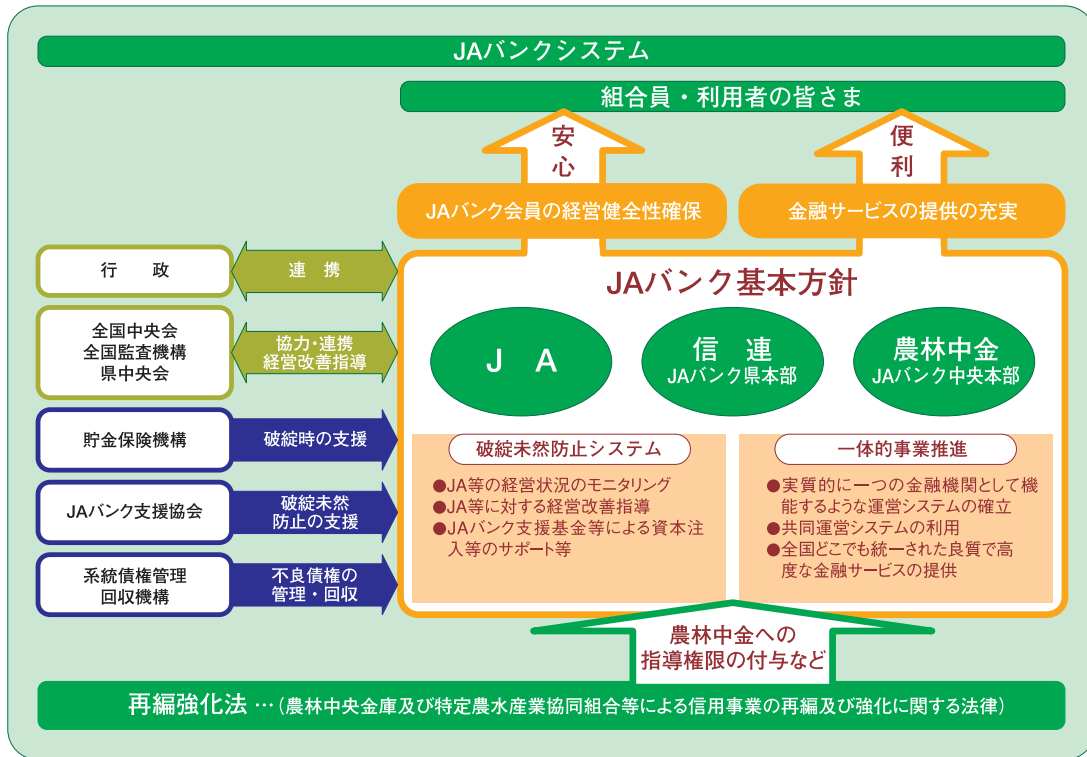
- J A うま
- J A 周桑
- J A 松山市
- J A にしうわ
- J A 新居浜市
- J A おちいまばり
- J A えひめ中央
- J A ひがしうわ
- J A 西条
- J A 今治立花
- J A 愛媛たいき
- J A えひめ南
- J A 愛媛信連

JAバンク えひめ JA/JA愛媛信連

# JAバンクシステム

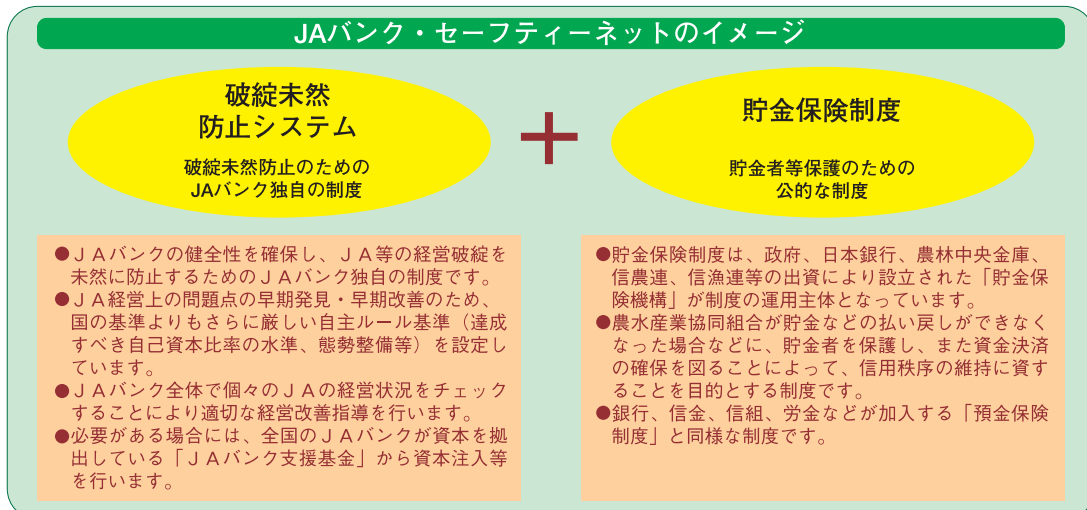
組合員・利用者の皆さまに、便利で安心な金融機関としてご利用いただけるよう、JAバンク会員の総力を結集し、実質的にひとつの金融機関として活動する「JAバンクシステム」を運営しております。

「JAバンクシステム」は「破綻未然防止システム」と「一体的事業推進」を2つの柱としております。



# JAバンク・セーフティーネット

JAバンクでは、「破綻未然防止システム」と「貯金保険制度」により「JAバンク・セーフティーネット」を構築しております。



# 経 営

## 経営方針

当会は、愛媛県を事業区域とし、JAバンク会員である県内のJAと当会が一体となり、「JAバンクえひめ」として、お互い助け合い発展していくことを共通の理念として運営している相互扶助の農業専門金融機関であるとともに、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

当会は、県内のJAにお預けいただいた農家組合員および地域の皆さまの大切な財産である貯金を源泉として、農業基盤の拡充と発展に資する農業関連融資に積極的に取り組むとともに、地域経済の発展に寄与すべく地元企業や地方公共団体等への融資にも積極的に取り組んでおります。

「一人は万人のために、万人は一人のために」の相互扶助精神のもと、当会はJAグループの一員として、JAとの強い絆とネットワークを形成することによりJA信用事業機能強化の支援を行うとともに、地域社会の一員として地域経済の持続的発展に努めております。

また、金融機能の提供にとどまらず、環境、文化、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組み、地域の皆さまから親しまれる金融機関を目指しております。

## ■ 経営理念

JAとともに、農業・地域金融機関として  
愛媛農業の振興と活力ある地域社会の発展に貢献する。

## 中期経営計画

当会では、平成22年度を初年度とする中期経営計画（平成22年度～平成24年度）を策定し、その達成に向け、「安定的収益還元機能の強化」および「JAバンクえひめ本部機能の強化」に役職員が一丸となって取り組んでおります。

## ■ 中期経営目標

JAとともに、農業とくらしに貢献し、  
選ばれ、成長し続けるJAバンクえひめを実現する。

## ■ 基本戦略

### 1. 安定的収益還元機能の強化

#### 【主要施策】

- ①収益力の強化
- ②経営の合理化・効率化
- ③経営・業務管理体制の高度化
- ④財務基盤の充実
- ⑤組織力の強化

### 2. JAバンクえひめ本部機能の強化

#### 【主要施策】

- ①農業メインバンク機能の強化支援
- ②生活メインバンク機能の強化支援
- ③一体的事業運営態勢の構築
- ④経営管理強化および健全性の維持  
・向上に向けた支援
- ⑤地域・社会への貢献

■ J Aバンクえひめが一体となり「No.1」を目指すことを目的として、「取組スローガン」および「ロゴマーク」を設定します。

◆取組みスローガン

One (ワン)

～信頼と絆の強化に向けた  
新たな進化への取組み～

※Open (開かれた)・New (新たな)・Evolution (進化)の頭文字。

◆ロゴマーク

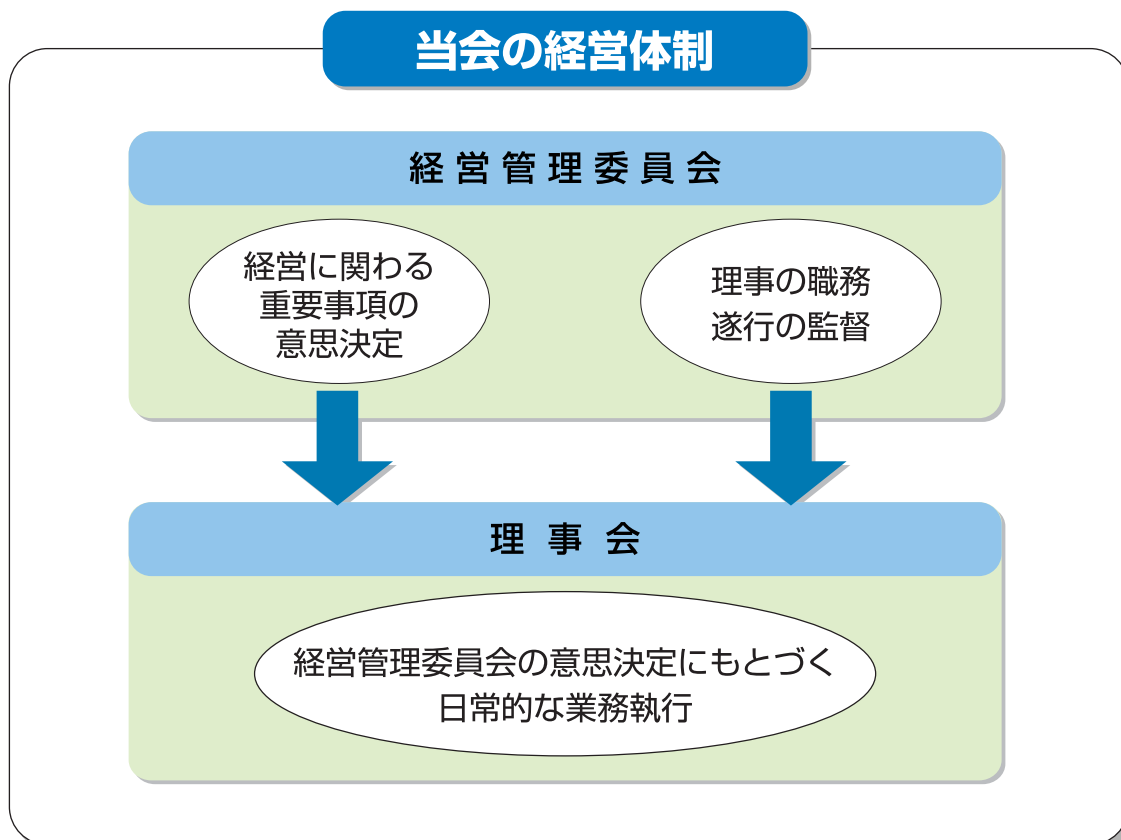


※農業(=緑)を礎に、地域の暮らし(=赤)の発展に向け、農業と暮らしの架け橋をJAバンクえひめ(=青)が担っていく/「農業と暮らしの間にJAバンクえひめ」をイメージ。

## 経営体制

当会は、経営意思決定機能と業務執行機能を分離することで、経営の一層の健全性向上と専門性・機動性のある業務執行に努めております。具体的には、業務の基本方針や貸出限度額の決定などは会員の代表で構成する経営管理委員会が行い、経営管理委員会が定めた枠内における日常の業務執行を実務に精通した者で構成する理事会が行う仕組みになっております。

経営管理委員会は意思決定機能のほかに理事の職務遂行の監督機能も有しており、理事の職務遂行の合法性・合理性・適切性等を監督しております。



# リスク管理の状況

## ■ コンプライアンス(法令等遵守)

当会は、協同組合として農業と地域経済・社会の発展に寄与するための社会的責任を負うとともに、金融機関として信用を維持し、健全で適切な運営を確保するという公共的使命を担っております。

こうした社会的責任と公共的使命を全うするとともに、地域社会の負託に応え、揺るぎない信頼を確保するため、役職員一丸となったコンプライアンス経営の実践に取り組んでおります。

具体的には、コンプライアンス態勢にかかる企画・推進・進捗管理に関する検討・審議を行うため、代表理事理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、各部門・責任者等の役割等の明確化を図り、関連部署が連携して業務の健全性・適切性の向上に努めております。また、コンプライアンスの実践計画「コンプライアンス・プログラム」を毎年度策定し、これに基づく取り組みとして法令遵守の自己チェック、役職員の教育・研修の実施等、各種コンプライアンス活動を行い、全役職員に対するコンプライアンスの啓蒙と徹底を図っております。

### ● 会是

当会の組織理念です。

- 一、奉仕と協同
- 二、信用と誠実
- 三、創造と実践

### ● 倫理憲章

役職員の行動の指針とするため、「会是」をより具体化し明文化しております。

### ● 役員行為規範

役員（経営管理委員および理事）の行動規範とするため、また、コンプライアンス意識の高揚のために制定しております。

### ● 職員訓

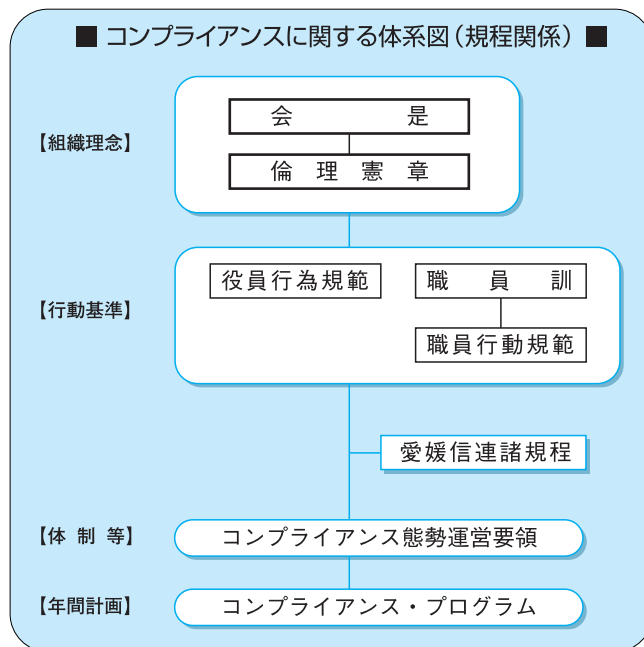
新しい時代環境に向けた意識改革を行い、職員が生活態度を戒め、自己研鑽を積み、社会の負託に応えることを目的として制定しております。

### ● 職員行動規範

職員が仕事をしていくうえでの具体的な「行動」のガイドラインとして制定しております。

### ● コンプライアンス態勢運営要領

コンプライアンス態勢や役職員・各部署の役割を明文化し、コンプライアンス委員会を中心に、コンプライアンス態勢にかかる審議・検討を行い、遵守体制を確立・発展させていくことを目的として制定しております。



## ■ リスク管理態勢

昨今の金融市場は複雑かつ急速なリスクの変動をもたらしており、金融機関経営に損失を与える可能性および発生した場合の影響度を把握し管理することは、重要な経営課題となっております。

このような情勢にあるなか、当社が健全性の高い経営を確保し信頼を維持していくために、リスク管理を内部統制の一部として、自己責任に基づくリスク管理態勢の構築に努めております。また、安定的な収益構造を確立するために、可能な限り適切かつ有効なリスク管理の取り組みを行っております。

### ● リスクマネジメント体制

当社は、「リスクマネジメント基本方針」を定め、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク等、様々なリスクの管理を行う枠組みを構築するとともに、それらを統合的に管理する態勢を整備しております。具体的には、基本方針に沿って「リスクマネジメント規程」を定め、一連のリスク管理を行うとともに、重要事項についてはリスクマネジメント委員会において審議のうえ、意思決定を行う体制を構築しております。

更に、資金運用に係る信用・市場リスク管理については、「リスクリミット方針」を定め、安定経営の充実・強化に努めております。

### ● 貸出審査体制・余裕金運用体制

貸出金の健全性の維持・向上を目指し、定期的に担保評価の見直しを行うとともに、企業の実態的な財務内容把握等により貸出部門での一次審査の充実を図っております。

なお、一定の基準に該当する案件については、貸出部門から独立した二次審査部門において業種特性を踏まえた審査を実施する等、信用リスク管理の徹底を行っております。

また、余裕金運用に関しては、「余裕金運用規程」に基づき運用方針等を定め、市場環境の変化に対応した効率・安全運用に努めるとともに、運用執行部門（フロント）からリスク管理部門（ミドル）、事務管理部門（バック）を分離し、牽制機能を確保しております。

### ● 自己査定体制

資産の査定については、「内部格付要領」・「自己査定規程」等に基づく格付審査や分類債権の判定を行うとともに、自己査定結果による適正な償却・引当額の算定を行っております。

また、厳正な査定を行うため、独立した二次査定部門において一次査定結果の正確性の検証等、牽制機能が発揮できる体制としております。

なお、償却の実施・引当金の計上については、理事会承認のうえ適正な処理を行っております。

### ● 監査体制

業務運営の健全性と適切性の確保に資するため、監事による定例・随時の監査を実施するとともに、会計や事務処理の適正化と事故の未然防止のため、独立した監査部門において内部監査を実施しております。

さらに、各部署においても定期的な自主点検により適正な業務運営と管理に努めるとともに、常勤監事・員外監事を設置し、監査体制の充実・強化を図っております。

## 利用者保護等管理態勢

当会では、農業協同組合法その他関連法令等により営む事業の利用者の正当な利益の保護と利便の確保に向けて「利用者保護等管理方針」を定めるとともに、当会との取引にともない、お客さまの利益を不当に害するような利益相反行為を行わないため「利益相反管理方針」を定め、利用者保護に取り組んでおります。

### 利用者保護等管理方針

1. 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切かつ十分に行う。
2. 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応する。
3. 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じる。
4. 当会が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努める。
5. 当会との取引に伴い、当会の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努める。

### 利益相反管理方針（概要）

1. 対象取引の範囲  
本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当会が行う信用事業関連業務、または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。
2. 利益相反のおそれのある取引の種類  
「利益相反のおそれのある取引」の種類は、以下のとおりです。
  - （1）お客さまと当会との間の利益が相反する類型
  - （2）当会の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型
3. 利益相反の管理の方法  
当会は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。
  - （1）対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
  - （2）対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
  - （3）対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、当会が負う守秘義務に違反しない場合に限ります。）
  - （4）その他対象取引を適切に管理するための方法

#### 4. 利益相反管理体制

(1) 当会は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当会全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとし、また、当会の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。

(2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

#### 5. 利益相反管理体制の検証等

当会は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

## ■ 金融円滑化にかかる基本方針

当会では、農業を基盤とする地域金融機関として、「健全な事業を営む農業者・中小企業者等の地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当会の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、真摯に取り組んでおります。

### 金融円滑化にかかる基本方針

1. 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めてまいります。
2. 当会は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。  
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
3. 当会は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。  
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
4. 当会は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
5. 中小企業者等金融円滑化法への対応
  - (1) 農業事業者、中小事業者および住宅ローンご利用のお客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めてまいります。
  - (2) 当会は、その際、他の金融機関や日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、農業信用基金協会、企業再生支援機構、事業再生ADR等との緊密な連携を図るよう努めてまいります。また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

#### 6. 金融円滑化管理に関する体制

当会は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、次のような体制を整備いたしております。

- (1) 理事長以下、常勤理事および関係部署長を構成員とする「金融円滑化管理委員会」を設置し、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理します。
- (2) リスク管理室長を「金融円滑化管理責任者」とし、当会全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- (3) 融資営業部、農業金融部および愛媛県庁支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、営業窓口における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

7. 当会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

## ■ 金融商品の勧誘方針

当会では、役職員が金融商品を販売するうえで留意すべき事項および実務上の対応における基本事項を定め、適切性の確保と信頼性の向上に努めております。

### 金融商品の勧誘方針

当会は、金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客様に対して適切な勧誘を行います。

1. お客様の知識、経験、財産の状況および資産運用の目的を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. お客様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、お客様のご都合に合わせて行うよう努めます。
5. お客様に対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関するお客様からのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

## ■ 情報セキュリティへの取り組み

当会では、会員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供する為、会内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当会の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守しております。

## 情報セキュリティ基本方針（セキュリティポリシー）

1. 当会は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当会は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏洩、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。
3. 当会は、情報セキュリティに関して、業務に従事するものの役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、会全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当会は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当会は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

## 個人情報保護への取り組み

当会では、利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当会の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守しております。

## 個人情報保護方針（プライバシーポリシー）

1. 当会は、個人情報（生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。）を適正に取扱うために、個人情報の保護に関する法律（以下「法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および主務大臣のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。
2. 当会は、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人（個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。）の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の範囲内で、業務の遂行上必要な限りにおいて個人情報を取扱います。
3. 当会は、個人情報を取得する際には、適正な手段で取得するものとし、利用目的を、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。
4. 当会は、取扱う個人データ（法第2条第4項が規定する、個人情報データベース等（法第2条第2項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。）を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また、安全管理のために必要・適切な措置を講じ、従業員および委託先を適正に監督します。
5. 当会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。
6. 当会は、保有個人データ（法第2条第5項に規定するデータをいいます。）につき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。
7. 当会は、取扱う個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。
8. 当会は、取扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

## ■ 経営環境

国内景気は、輸出の回復や消費刺激策等により、持ち直しの動きが見られるものの、一昨年のリーマンショックに端を発した世界同時不況の影響により、マクロ的な需給バランスは大きく崩れたままの状況が続き、物価下落圧力が強まるなど、デフレ色の強い状態が続きました。こうした中、日本銀行は平成21年11月にデフレ認定を行い、政府と一体となってデフレ脱却に向けた政策を進めました。

一方、JAバンクを取り巻く環境は、ゆうちょ銀行の預入限度額引上げの動きや、地銀等による農業金融への本格参入など、業態間の競争は一段と厳しさを増しています。また、農家所得の減少や農業従事者の高齢化等により離農者や耕作放棄地が増加するなど、JA組織の基盤である正組合員の減少が続いており、その弱体化が懸念される状況にあります。

こうした情勢のもと、当会は平成21年度事業方針に基づき、財務基盤の強化を図るため、会員のみなさまのご協力により199億2千万円の増資を実施いたしました。また、会員に対する安定的収益還元のため、貸出、有価証券による効率的な資金運用に努めるとともに、中小企業者等金融円滑化法への適切な対応やリスク管理の徹底および業務改善・費用節減等に取り組みました。

さらに、JAバンクえひめ本部機能の強化として、年金などの県下統一キャンペーンの企画やローン推進支援などJAの競争力・収益力の強化に向けた支援を行うとともに、JAバンク基本方針に基づき、県下信用事業の健全性・信頼性の維持・向上に取り組んでまいりました。

以上のような取組みの結果、経常利益、当期剰余金ともに計画を上回る実績を収めることができました。

## ■ 業績

平成22年3月末の県下JA貯金残高は1兆5,520億円となり、前年同月比176億円減少しました。

JA貸出金残高は3,302億円となり、前年同月比32億円増加しました。

当会の資金調達では、平成22年3月末貯金残高は1兆1,179億円となり、前年同月比342億円減少し、平成21年度期中平均残高は1兆1,510億円で、前期比6億円減少しました。

一方、資金運用では、預け金残高は6,300億円となり、前年同月比519億円減少し、期中平均残高は6,431億円で、前期比637億円減少しました。

貸出金残高は969億円となり、前年同月比15億円減少し、期中平均残高は959億円で、前期比76億円増加しました。

有価証券残高は4,253億円となり、前年同月比544億円増加し、期中平均残高は4,205億円で、前期比383億円増加しました。

事業収支では、経常収益は203億4百万円、経常費用は165億5千1百万円となりました。この結果、経常利益は37億5千3百万円で、前期比21億9千2百万円の増益となりました。また、当期剰余金は28億7千3百万円で、前期比13億8百万円の増益となりました。

## トピックス

### ● JAローン1,000億円達成

平成19年度から始まった「JAバンクえひめ中期戦略」において、「証貸ローンの増強」を重点項目に掲げ、県下の運動を展開してきましたが、その最終年度に当たる平成21年度10月に、ひとつの節目であるJAローン1,000億円を達成しました。

平成19年度期首の県下JAローン残高が734.7億円であったのに対し、平成21年度末時点では1,048.1億円となり、3年間で313.4億円純増しました。

#### 【1,000億円達成要因】

##### 1. JA住宅ローン「とくとくプラン」の販売による効果

- 県下統一金利でのPR
- 他行に劣後しない金利設定

##### 2. ローンセンター設置（JAローンの広告塔）等

- お客さまからも判り易いローンの窓口
- 専任担当者の配置による迅速かつ正確な対応

##### 3. JA担当者の地道な努力

- 毎月の業者営業による認知度アップ
- JAらしさを出した住宅ローン相談会による知名度アップ



### ● ロールプレイング大会

東京第一ホテル松山コスモホールにて、平成21年10月9日に平成21年度「JAバンクえひめMAロールプレイング大会（約130名参加）」を、11月5日に「JAバンクえひめ窓口担当者ロールプレイング大会（約150名参加）」を開催しました。

各大会とも、各JAより選抜された12名の方が競技を行い、日頃の業務で培ったものを存分に発揮されました。今後も、ロールプレイング大会の成果が実績につながるよう、より実践的なロールプレイング大会を企画して参ります。

### ● カードIC化促進キャンペーン

JAバンクえひめでは、偽造カード犯罪に対する取り組みとして、カードIC化のさらなる促進のため、平成22年4月15日から平成22年5月31日まで「JAカード一体型今すぐ！切り替えましょキャンペーン」を実施しました。

このキャンペーンは、JAをご利用いただいているお客さまのキャッシュカードを、安心・便利なJAカード一体型ICキャッシュカードに切り替えていただくという趣旨のものです。

キャンペーン期間中に、切り替えていただいた方にもれなく、サザエさんグッズやギフトカードをプレゼントいたしました。



● JAバンクえひめ 年金花道キャンペーン

JAバンクえひめでは、平成21年6月15日から平成21年8月31日まで「年金花道キャンペーン」を実施しました。

また、平成22年6月1日から平成22年8月31日まで「年金花道キャンペーン2」を実施しています。

「年金花道キャンペーン」は、年金のお受け取りという第二の人生のスタートにあたって、お客さまの第二の人生に花咲かすパートナーとしてJAバンクをお選びいただくという趣旨のものです。

キャンペーン期間中に、年金のお受け取りを新たにJAにご指定いただいた方、また、年金のご指定に加えて100万円以上の定期貯金の新規ご契約をしていただいた方に、ギフトカードをプレゼントいたします。



● JAバンクえひめ 冬のらくトクキャンペーン

JAバンクえひめでは、平成21年11月2日から平成21年12月30日まで「冬のらくトクキャンペーン」を実施しました。

「冬のらくトクキャンペーン」では、県内各JAにおいて金利上乘せ、懸賞金・品等の特典などを設定し、JA貯金推進のキャンペーンを展開しました。

また、キャンペーンイメージキャラクターである「らくおばちゃん」が、「らくおばちゃんのJA産直市めぐり」と称して、一般のお客さま向けキャンペーンPR、JA役職員の意識高揚等を目的として、県内JAを巡回しました。



らくおばちゃんのJA産直市めぐり (JAうま)



らくおばちゃんのJA産直市めぐり (JA新居浜市)

## ● JFマリンバンクとのATM相互無料開放提携およびゆうちょ銀行ATMの平日日中無料化提携

J AバンクATM網を補完し、利用者の皆さまの利便性を一層向上させることを目的に、J FマリンバンクとのATM相互無料開放提携（終日無料化）およびゆうちょ銀行ATMの平日日中無料化提携（平日昼間の時間帯における顧客手数料無料化）を平成22年4月から実施しております。

## ● 機構改革

当会では、J Aバンクえひめの地域に密着した活動をサポートする体制を構築するため、機構を改革しました。

### ○ 事務部

J Aバンクえひめでは、平成23年5月に、より良質のサービス機能を提供するためのシステム更改を予定しております。当会では、新システムへの安全・円滑な更改を行うため、平成21年度に事務部を創設しました。

事務部では、システム更改にかかる計画の立案・進捗管理、システムテスト等を実施するとともに、J Aにおけるシステム更改後の事務手続・マニュアル等の整備支援などを行っております。

### ○ ローンサポートセンター

県内J Aのローン審査・払込のご案内等を県域で集中処理し、J A事務の効率化を図ることを目的に、平成21年度に県域センターとして、ローンサポートセンターを設置しました。

また、県内各J Aにおいても、ローンセンターを開設し、お客さまのローンニーズに迅速にお応えするとともに、住宅ローン相談会等を開催しJ Aならではの催しで、地域に密着した活動をしております。

### ○ 農業金融センター

J Aバンクえひめ中期戦略（平成22年度～24年度）では、農業メインバンク機能強化を図ることとしております。

当会では、県域一体となり農業者の金融ニーズに的確に応えていく体制を構築するため、担い手および農業法人等に対する融資態勢を強化し、農業金融の機能強化を図ることを目的として、平成22年度から農業金融部・農業金融課を従来の融資部から分離・独立するとともに、農業金融課内に新たに「農業金融センター」を設置しました。

### ○ 年金相談センター

J Aバンクえひめ中期戦略（平成22年度～24年度）では、生活メインバンク機能強化を図るうえで『年金』を重点商品として取組むこととしております。

当会では、この取組み強化に向け、県域レベルでの強固な年金推進体制（J Aの渉外担当者が推進活動に専念できる体制）を構築することを目的として、平成22年度から金融推進部・推進支援課内に新たに「年金相談センター」を設置しました。

### ○ (株)愛媛県農協電算センターと愛媛県情報センターの統合

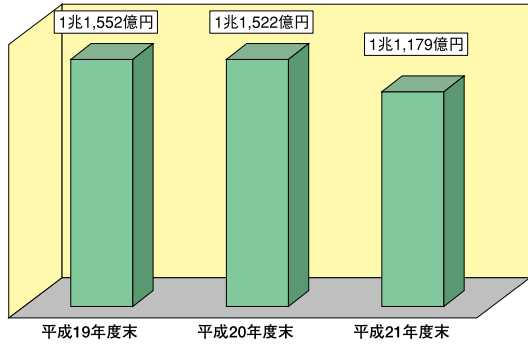
情報処理コストの低減や情報処理基盤の高度化を図るため、(株)愛媛県農協電算センターと愛媛県情報センターを平成22年4月1日付で統合し、(株)J Aえひめ総合情報センターが発足しました。

# 地域貢献情報

## 資金調達および資金供給の状況

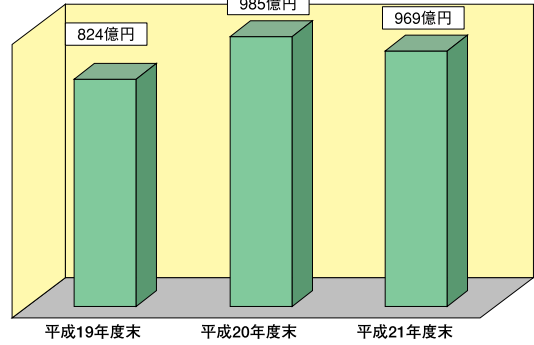
### 信連の資金調達の状況

信連貯金等残高の推移



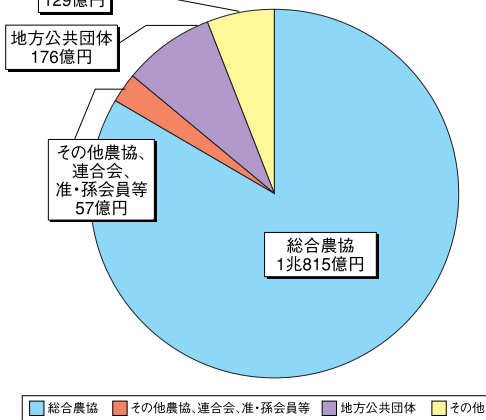
当会の貯金等の残高は、平成22年3月末現在 1兆1,179億円となり、前年比342億円減少しました。

信連貸出金残高の推移



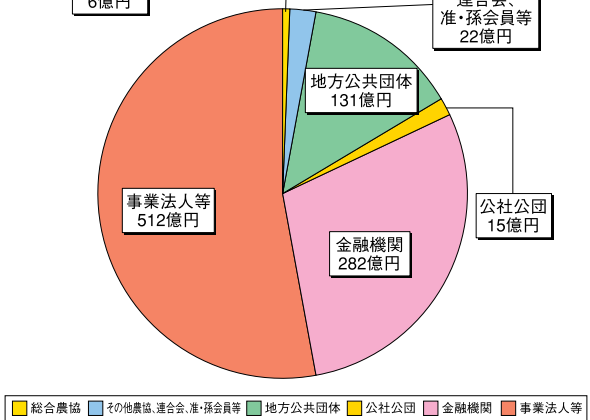
当会の貸出金の残高は、平成22年3月末現在 969億円となり、前年比15億円減少しました。

信連貯金預り先別残高



当会の資金調達は主として総合農協 (JA) からの貯金によるものです。

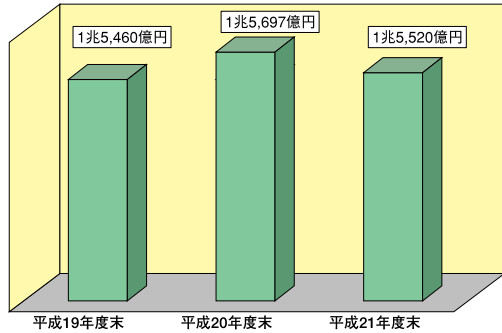
信連貸出先別貸出金残高



県下JAおよび当会にお預りしている貯金等を原資として、地域の皆さまのさまざまな資金ニーズにお応えするためにご融資を行っています。

### JAの資金調達の状況

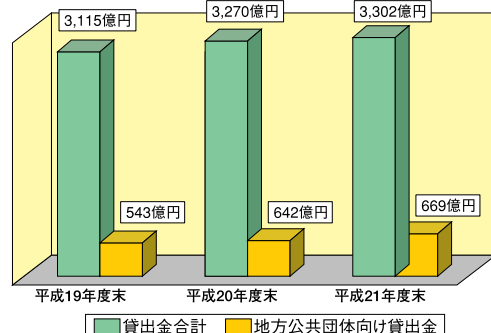
JAの貯金等残高の推移



JAが組合員をはじめ地域の皆さまからお預りしている貯金等の残高は、平成22年3月末現在 1兆5,520億円となり、前年比176億円減少しました。

### JAの貸出金の状況

JAの貸出金残高の推移



JAは、お預りしている貯金等を原資として、組合員・地域の皆さまのさまざまな資金ニーズにお応えするためにご融資を行っています。  
平成22年3月末現在の貸出金残高は 3,302億円、うち地方公共団体向け貸出金は 669億円です。

## ■ 地域密着型金融への取り組み

新たな食料・農業・農村基本計画の策定を受けて、JAグループをあげて農業の担い手支援に取り組んでいく中で、JAバンクえひめとしても、JA・信連・農林中金が一体となり、「担い手のメインバンク」としての地位確立・機能発揮をめざし、担い手金融強化に積極的に取り組んでまいります。

それぞれの役割分担としては、JAは、認定農業者（農家）や集落営農組織、JA出資法人等の担い手を主体に金融対応を行っております。また、信連・農林中金は、JAの取り組みを推進・支援するとともに、「JAの対応が困難な農業法人等の担い手」に対し、直接融資、またはJAとの協調融資等により積極的な金融対応を行ってまいります。

### ● 農山漁村等地域活性化のための融資をはじめとする支援

JA、当会は農山漁村等地域を基盤とする系統金融機関であることから、JAとともに農山漁村等地域に密着した農業者等のニーズを的確に把握し、農業担い手への金融対応策に取り組んでおります。

#### ○ 担い手金融リーダーの配置

愛媛農業の基盤となる担い手の育成確保を図るため、JAグループ愛媛担い手育成総ぐるみ運動を展開するなか、部門横断的な担い手対応部署のメンバーとして、信用事業はJA、信連、農林中金にそれぞれ担い手金融リーダーを配置し、営農指導事業、経済利用事業との連携を図るとともに、担い手の資金調達対策等に取り組んでおります。

#### ○ JA担い手金融リーダーの育成支援（研修会等の実施など）

JAの担い手金融リーダーの対応能力の向上のために、リーダー会議を定期的で開催するとともに、農業融資研修会等を実施しております。

#### ○ 担い手への同行訪問

担い手金融の最前線となるJA担い手金融リーダーと担い手への同行訪問を実施し、担い手の資金ニーズや各種相談対応について、JA担い手金融リーダーのサポートを行っております。

#### ○ 「えひめ中小企業応援ファンド（農商工連携枠）」に資金拠出

愛媛県が中心となって設立した「えひめ中小企業応援ファンド（農商工連携枠）」に3億円の無利子融資を決定し、農商工連携事業の支援を行っております。

### ● 農業メインバンクとしての使命

農業融資の専門金融機関として、農業融資を包括的に取扱い、設備資金や運転資金について、独自資金や制度資金を活用するなど、認定農業者の資金ニーズにお応えしております。

#### ○ 農業関連運転資金の貸出

当会の独自資金「信連アグリサポート資金貸出要領」に基づき、無担保・無保証の貸出により、やる気のある農業者を支援いたします。

○各種農業資金、制度資金の貸出

J Aと協調し、就農支援資金、農業改良資金、農業近代化資金、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）等の各種農業資金、制度資金を貸出しております。

【主な制度資金等】

名 称	資 金 の 概 要
農業制度資金（愛媛県関係資金）	
農業近代化資金	農業の「担い手」の経営改善のため、低利で提供される長期の制度資金です。施設の取得・拡張、設備・農機具購入、長期運転資金など幅広い資金調達をサポートしています。
農業改良資金	農業の「担い手」の新作物分野・新技術へのチャレンジ、新たな加工・流通部門への進出など、高リスク農業への取組み支援のため、無利子で提供される長期の制度資金（財政資金）です。
農業経営改善促進資金（スーパーS資金）	「認定農業者」の農業経営に必要な運転資金のため、低利で提供される短期の制度資金です。設定した借入枠の範囲内で何度でも借入れと返済ができ、効率的に利用できます。
就農支援資金	新規就農者が農業技術を実地に習得するための研修、その他就農準備に必要な経費のため、無利子で提供される長期の制度資金（財政資金）です。
農業制度資金（日本政策金融公庫資金）	
農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）	「認定農業者」の経営改善のための長期資金です。返済期間が15年を超える、資金規模が大きい、農地取得を含む等の場合にご利用できます。
経営体育成強化資金	農業の「担い手」の経営改善のための長期資金です。返済期間が15年を超える、資金規模が大きい、農地取得を含む等の場合にご利用できます。
JA独自資金	
アグリマイティー資金	施設の取得・拡張、設備・農機具購入から短期の運転資金まで、農業に関するあらゆる資金ニーズに対応できるJAバンク独自の資金です。
JA農機ハウスローン	組合員の営農に必要な長期資金に利用でき、迅速な対応が可能なJAバンク独自の資金です。
営農ローン	組合員の営農に必要な営農資金に利用でき、迅速な対応が可能なJAバンク独自の資金です。設定した借入枠の範囲内で何度でも借入れと返済ができ、効率的に利用できます。
信連独自資金	
信連アグリサポート資金	農業者（個人・法人）が行う農業生産および農産物の加工・流通・販売等に関する運転資金を低利かつ迅速に融通する信連独自の資金です。

（注）上記商品の詳細は、お近くのJA窓口にお問合せください。

○各種利子助成支援

担い手の農業経営の負担軽減を目的として、JAバンクアグリサポート利子助成、農業生産資材価格高騰対策助成、災害資金利子助成等を実施しております。

○ 相談対応支援

J A 担い手金融リーダーとの同行訪問活動を実施し、担い手の利用相談等に取り組んでおります。

● 経営の将来性を見極める融資手法をはじめ担い手に適した資金供給手法の徹底

○ 農業負債整理資金の提供による経営支援

農業負債整理資金を提供（担い手金融の主体となる J A からの提供。信連は相談対応等、J A サポートを担当）するなど、経営不振農家に対する経営支援等に取り組んでおります。

● 愛媛県産農林水産物の販売拡大等への協力

当会は、「えひめ愛フード推進機構」や「愛媛県地域貿易振興協議会」等への協賛を通じて、愛媛県産農林水産物の販売拡大、地産地消の活動および輸出促進等に協力しております。

■ 文化的・社会的貢献活動

● スポーツを通じた地域密着の取り組み

地域密着・地域貢献の一環として、スポーツを通じた取り組みに積極的に対応・参加してまいります。

○ 第48回「愛媛マラソン」への協賛

平成22年1月31日に開催された、第48回愛媛マラソンは、多くの市民が参加できる市民マラソンへとリニューアルされました。当会も新生「愛媛マラソン」の成功を支援するため協賛するとともに、当会陸上部も大会に出場し、地域の皆さまとのふれあい、ご声援の温かさを実感しました。



私たちが愛媛マラソンに参加しました

○ 愛媛マンダリンパイレーツへの協賛

地元球団「愛媛マンダリンパイレーツ」を応援するため、オフィシャルスポンサーとして、地域の皆さまとともに応援しています。

● 地方公共団体等への協力

愛媛県の指定代理金融機関として公金事務の取扱いのほか、県、公社公団などの資金需要に対し債券の引受けおよび融資等を行っております。

また、第三セクターや公益事業あるいは地域農業の発展に寄与すると認められる団体等へ出資するなど、地域社会・地域農業の発展に協力しております。

● **J Aバンクアグリサポート事業の展開**

J Aバンクえひめが一体となって、農家組合員経営、農業・農村等地域社会の課題解決、成長のためのサポートを行う事業を創設することで第一次産業振興を目的とした協同組織金融機関としての役割を果たすべく取り組んでおります。事業内容は以下の3つです。

1. 農業関連ローン利子助成事業
2. J Aバンク協調型事業
3. 食と地域の文化発信事業

上記事業のうち、J Aバンク協調型事業においては、教材本贈呈、教育活動費用助成などを実施しているほか、食と地域の文化発信事業においては、J Aでの教育活動の取り組みにかかる情報発信などを実施しております。



みんなでイネを植えました

○ **教材本贈呈**

子供たちの農業への理解が深まるよう、食農・環境保全・金融経済にかかる教材本を、県内の小学校の5年生を対象に寄贈しました。

○ **教育活動助成**

各J Aでの小学生を対象とした教育活動を支援するため、教育活動にかかる費用助成を実施しました。



牛さんこんにちは

○ **情報発信**

J Aでの教育活動等の社会貢献を広く訴求するため、メディアによる情報発信事業を展開しました。



たくさんお米ができました

● **地元産品の安全・安心な農畜産物の提供、PR**

J Aにおける取り組みとして、農畜産物直売所の運営を通して、安全・安心な農畜産物の提供、PRを行っています。

● **年金相談会の開催**

年金に関する社会的関心が強まる中で、各J Aの窓口で年金をお受け取りの皆さまや、これから受け取りをご予定の皆さまを対象とした「年金相談会」開催の支援を行っております。また、社会保険労務士の資格を持つ職員が年金に関する相談対応や情報提供を行っております。

● **公共募金活動への協力**

赤い羽根募金及び交通遺児育英募金への寄付協力を通じて、各種ボランティア活動や地球環境保護活動等に取り組んでいます。また、ハイチ地震に対する支援活動として寄付協力も行いました。

● クリーン作戦の展開

小さな親切運動の一環として、全職員でクリーン作戦を実施し、きれいな街づくりに努めています。

● 地球環境に優しい暮らしをされる方を応援するローン商品の提供

J Aバンクえひめでは、地球環境に優しい暮らしをされる地域の皆さまを応援するためのローン商品を提供しています。

1. J A住宅ローン「とくとくプラン」

この商品は3年、5年、10年の固定金利期間選択型の住宅ローンですが、固定金利期間終了後再度固定金利を選択された方に対して、以下の項目に該当すると金利を引き下げることとしています。

○次のいずれかに該当される方

エコ対応サポート	<ul style="list-style-type: none"> <li>●オール電化住宅</li> <li>●ガス省エネ住宅（エコウィル）</li> <li>●太陽光発電住宅</li> </ul>
----------	---

2. とくとくりリフォームローン

この商品は、お住いの増改築などリフォーム工事にご利用いただけるものですが、工事の中に以下のものが一つでも含まれていれば金利を引き下げることとしています。

耐震リフォーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>●住宅の基礎部分の補強</li> <li>●筋かいを入れるなどの壁の補強</li> <li>●土台と柱を金物で固定 など</li> </ul>
バリアフリーリフォーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>●階段の勾配緩和</li> <li>●手すりの取り付け</li> <li>●段差の解消 など</li> </ul>
省エネリフォーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>●太陽光発電設備</li> <li>●太陽熱温水器</li> <li>●オール電化設備 （電気温水器、IHクッキングヒーター等）</li> <li>●ガス省エネシステム（エコウィル、エネファーム）</li> <li>●断熱工事 （壁などの断熱工事、二重サッシの取り付け） 等</li> </ul>

住宅ローンをはじめとする各種ローンのご相談は、県下JA・JA愛媛信連の下記ローン相談窓口をお気軽にご利用ください。

**東予 JAうま**  
四国中央市中曾根町1596-2  
Tel.0896-24-2327  
ローンセンター

**東予 JA新居浜市**  
新居浜市田所町3番63号  
Tel.0897-32-9009  
本店営業部

**東予 JA西条**  
西条市神拝字出口甲478番地1  
Tel.0897-58-1800  
金融共済部 資金課

**東予 JA周桑**  
西条市丹原町池田1701番地1  
Tel.0898-68-7800  
金融共済部 推進指導課

**東予 JAおちいまばり**  
今治市北室栄町1丁目4番地1  
Tel.0898-33-7270  
ローンセンター夢見館

**東予 JA今治立花**  
今治市北島生町3丁目3番地14号  
Tel.0898-23-0246  
金融共済部 金融課

**中予 JA松山市**  
松山市三番町8丁目325番地1  
Tel.089-946-1611  
融資部


**中予 JAえひめ中央**  
松山市千舟町8丁目128番地1  
☎0120-302-281  
ローンセンター

**中予 JA愛媛たいき**  
大洲市東大洲198番地  
Tel.0893-24-4181  
金融部 融資一課

**南予 JAにしうわ**  
八幡浜市江戸岡1丁目12番10号  
Tel.0894-24-1118  
金融部 資金運用課

**南予 JAひがしうわ**  
西予市宇和町卯之町2丁目462  
Tel.0894-62-1212  
金融部 融資課

**南予 JAえひめ南**  
宇和島市栄町港2丁目600-10  
Tel.0895-28-6022  
ローンセンターみなみ



ローンサポートセンター  
☎ **0120-374-889** JAバンクえひめ 検索  
JAバンクえひめのホームページにて商品の内容をご覧いただけます。ぜひご利用ください。  
(ローンサポートセンターは、JAローンにかかる県内総合案内窓口です。)

# 業務内容

## 業務のご案内

### 貯金業務

当会は、会員JAや連合会などの農業団体および地方公共団体はもとより、地域の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしております。当座貯金、普通貯金、定期貯金、定期積金などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただけるよう取り揃えております。

#### 【主な貯金商品】

種類	お預入期間	お預入単位等	特 色
総合口座	普通貯金に定期貯金・定期積金をセットすることで、自動融資機能を持たせた貯金です。「貯める」、「受取る」、「支払う」、「借りる」の機能を備えた便利な口座です。個人のお客さま専用です。		
普通貯金	期間の制限はありません。	1円以上 (1円単位)	貯金保険制度による保護対象商品です。(無利息型の普通貯金は全額保護されます。)
定期貯金	各定期貯金の種類に準じます。	各定期貯金の種類に準じます。	定期貯金・定期積金の残高の90%(最高500万円)まで自動融資が受けられます。
当座貯金	期間の制限はありません。	1円以上 (1円単位)	商取引のご決済口座として、小切手・手形をご利用いただく場合に便利な貯金です。無利息貯金です。
普通貯金	期間の制限はありません。	1円以上 (1円単位)	出し入れ自由で、毎日の暮らしの財布代わりとしてご利用いただける便利な貯金です。
普通貯金無利息型 (決済用貯金)	期間の制限はありません。	1円以上 (1円単位)	普通貯金を無利息型にすることで、貯金保険制度による全額保護の対象商品です。
貯蓄貯金	期間の制限はありません。	1円以上 (1円単位)	お預入残高に応じて金利が設定されます。出し入れ自由で、毎月お利息が受け取れます。
通知貯金	7日以上	1,000円以上 (1円単位)	まとまった資金の短期運用にご利用いただけます。
スーパー定期貯金	1か月以上 5年以内	1,000円以上 (1円単位)	お預入期間は1か月以上5年以内で自由にお選びいただけます。
大口定期貯金	1か月以上 5年以内	1,000万円以上 (1円単位)	1,000万円からの大口資金運用に有利で安全な商品です。
期日指定定期貯金	最長預入期間 3年	1,000円以上 (1円単位) 300万円未満	据置期間(1年)経過後は、払戻日を1か月前までに指定することにより一部または全額のお引出しができます。個人のお客さま対象の定期貯金です。
積立式定期貯金	自由型:預入期間・金額を決めずに積立。 目標型:預入期間を決めて積立。	1,000円以上 (1円単位)	月々のお積立てを期日指定定期貯金(法人の場合はスーパー定期貯金)でお預かりします。定期的な積立以外に余裕があれば、いつでも自由に預入れができます。
定期積金	1年以上7年以内	1,000円以上 (1円単位)	ライフサイクルに合わせてコツコツ積立でいくのに最適です。

(注) その他商品については、貯金窓口でお尋ね下さい。

### 貸出業務

当会は、会員JAや連合会などへの貸出をはじめ、地域の皆さまの暮らしや農業者・事業者の皆さまに必要な資金をご融資しております。

また、地方公共団体、農業関連産業などへの貸出も実施し、地域経済の質的向上や農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しております。

## 【主な融資商品】

融資の種類	ご融資先	資金用途	ご融資限度額	ご融資期間およびご返済方法	担保・保証
一般的な融資	法人・個人の皆様	設備資金 運転資金	最高限度額を 事業年度毎に 決定します	資金用途等に応 じてご相談のうえ 決定します	必要に応じて 提供して いただきます

(注) 上記は一般的なご融資の場合ですので、個別の融資相談については、融資窓口でお尋ね下さい。

## ■ 受託・代理貸付業務

当会は、(株)日本政策金融公庫、(独)住宅金融支援機構などの受託金融機関として、農業者、農業経営体および農業関係団体の皆さまに農業生産基盤の向上に必要な長期・低利資金の取扱いや、地域の皆さまにご子弟の進学のための教育資金や住宅の建設・購入などに必要な長期・低利資金を取扱っております。

## ■ 為替・振替決済業務

当会は、県下JAの決済業務本部として、全国のJAならびに他金融機関との貯金ネットワークサービスや為替取引をはじめ、給与・年金の口座振込、各種公共料金の口座振替、クレジットカードやデビットカードによる代金決済などの取扱いを通じ、地域の皆さまへのサービス向上に努めております。

## ■ 資金運用業務

当会は、皆さまからお預かりした資金を貸出金として運用するほか、農林中金への預け金や国内外の金融証券市場で有価証券などにより効率的に運用しております。有価証券運用では、リスク管理の徹底により安全性・流動性を確保するとともに収益性の向上に努めております。

## ■ 金融推進業務

当会は、JA組合員・地域の皆さまのニーズにお応えし、より質の高い金融サービスをご提供するため、JAバンクえひめの推進戦略の企画、新商品の開発、マーケティング・PR活動を行っております。

## ■ 指導・相談業務

当会は、JAバンクえひめの健全性・信頼性確保を図るため、JAの経営・態勢整備状況を調査・把握し、JAバンクシステムの適正な運営に努めております。また、コンプライアンスやリスク管理強化を始め、金融サービスの向上を目的としたJA職員向け教育研修を実施するとともに、JAからの金融法務・税務・年金等に関する相談に対応しております。

## ■ ローンサポート業務

JAローンの迅速で良質なサービスを提供するため、JAに対する各種サポートを行っております。具体的には、ハウスメーカーへのPRや住宅ローン相談会開催等の営業サポート、申込書類代行作成等の審査サポート、ローン実行後の管理サポートなどです。

## ■ 公金取扱業務

愛媛県指定代理金融機関として公金の収納および支払いを行っております。

## ■ 国債窓口販売業務

皆さまの幅広い運用ニーズにお応えするため、長期利付国債などの窓口販売を行っております。

## 電算業務

県下JAおよび当会における貯金・貸出・為替・インターネットバンキング等のオンライン取引は、全国統一の信用オンラインシステムであるJASTEMシステムにおいて正確かつ迅速に処理を行っております。

また、平成23年5月には、より良質のサービス機能を提供するためのシステム更改を予定しております。

## その他の業務およびサービス

当会では、オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主の皆さまのための給与振込サービス、自動集金サービスなどの取扱いを行っております。

また、キャッシュコーナーでは、全国JAのキャッシュカードのほか、銀行や信用金庫などの「MICS全国キャッシュサービス加盟金融機関」や「ゆうちょ銀行」のキャッシュカードもご利用いただけます。

また、パソコン・携帯電話を利用した「JAネットバンク」の取扱いも行っております。

### 【主な手数料】

#### ● 為替手数料

平成22年7月1日現在

区 分			手 数 料 (消費税込)					
			JAネット バンク 利用	機械利用	定時定額 自動振込	総合振込		窓口利用
						MT等	帳票	
振込手数料 1件につき	当店あて	3万円未満	無 料	無 料	無 料	105円	105円	210円
		3万円以上	無 料	無 料	無 料	210円	315円	420円
	当連合会本支店・ 県内系統金融機関あて	3万円未満	無 料	無 料	105円	105円	210円	315円
		3万円以上	無 料	無 料	210円	210円	420円	525円
他金融機関 あて	電信扱	3万円未満	105円	105円	105円	105円	210円	315円
		3万円以上	210円	210円	210円	210円	420円	525円
	文書扱	3万円未満	315円	315円	315円	315円	525円	630円
		3万円以上	420円	420円	420円	420円	735円	840円
給与振込 手数料 1件につき	当連合会本支店・系統金融機関あて		無 料					
	他金融機関あて		210円					
送金手数料 1件につき	当連合会本支店・県内系統金融機関あて		420円					
	他金融機関あて		630円					
代金取立 手数料 1通につき	当連合会本支店あて		210円					
	県内系統金融機関あて		420円					
	他金融機関 あて	普通扱（集中取立）	630円					
		至急扱（個別取立）	840円					
手形交換	当連合会加盟交換所		210円					
	広域交換扱い		420円					
その他 諸手数料	振込・送金の組戻料	1件につき	630円					
	不渡手形返却料	1通につき	630円					
	取立手形組戻料	1通につき	630円					
	取立手形店頭呈示料	1通につき	630円					

ただし、630円を超える取立費用を要する場合はその実費を申し受けます。

1.「県内系統金融機関」とは、愛媛県内の農業協同組合をいいます。

2.「県外系統金融機関」とは、愛媛県外の農業協同組合・信用農業協同組合連合会、愛媛県内外の漁業協同組合、信用漁業協同組合連合会および農林中央金庫をいいます。

## ● ATM利用手数料

平成22年7月1日現在

キャッシュ（ローン）カードの区分			利用時間	手数料 (消費税含)			
農協カード ド	当連合会カード 県内農協カード	お預入	平日	8:00～21:00	無料		
			土曜日	8:45～21:00			
			日曜日 祝日	9:00～21:00			
		お支払	平日	8:00～21:00			
			土曜日	8:45～21:00			
			日曜日 祝日	9:00～21:00			
	県外農協カード	お預入	平日	8:00～21:00			
			土曜日 日曜日 祝日	9:00～17:00			
			お支払	平日		8:00～21:00	
		土曜日 日曜日 祝日	9:00～17:00				
		JFマリンバンクカード	お支払	平日		8:00～21:00	無料
				土曜日 日曜日 祝日		9:00～17:00	
愛媛銀行カード 三菱東京UFJ銀行カード	お支払	平日	8:00～8:45	105円			
			8:45～18:00	無料			
			18:00～21:00	105円			
		土曜日 日曜日 祝日 年末日	9:00～17:00	105円			
他行カード (JFマリンバンクカード、 愛媛銀行カード、三菱東京 UFJ銀行カードは除きます)	お支払	平日	8:00～8:45	210円			
			8:45～18:00	105円			
			18:00～21:00	210円			
		土曜日 日曜日 祝日	9:00～17:00	210円			
ゆうちょ銀行ATM利用 (当連合会カードでゆうちょ銀行 のATMを利用した場合の手 数料です)	お預入	平日	8:00～8:45	105円			
			8:45～18:00	無料			
			18:00～21:00	105円			
		土曜日 日曜日 祝日	9:00～17:00	105円			
	お支払	平日	8:00～8:45	105円			
			8:45～18:00	無料			
			18:00～21:00	105円			
		土曜日 日曜日 祝日	9:00～17:00	105円			

- 上記手数料は、ATM1回あたりの利用手数料です。
- 当連合会、県内JAおよび全国のJAが発行するキャッシュカードで当連合会を含む全国のJAが設置するATMおよび全国のJFマリンバンクが設置するATMを利用された場合の手数料は終日無料となります。  
ただし、他行と共同設置しているATMについては、手数料が必要となる場合があります。  
\*JFマリンバンクとは、信用事業を行う全国の信漁連・漁協等が構成するグループの総称です。
- ATMのご利用時間は設置場所により異なります。

## 【ゆうちょ銀行提携】

- 当連合会が発行するキャッシュカードでゆうちょ銀行ATMを利用してお預入・お支払取引がご利用いただけます。手数料は、上記一覧表のとおりとなります。
- ゆうちょ銀行が発行するキャッシュカードを利用して、当連合会ATMからお支払取引がご利用いただけますが、お預入取引はご利用いただけません。
- ゆうちょ銀行が発行するキャッシュカードを利用して、当連合会ATMからお支払取引がご利用いただいた場合の手数料は、ゆうちょ銀行が定めた手数料となります。

## ● 各種発行手数料

平成22年7月1日現在

区 分	内 容	手数料(消費税含)
小切手用紙交付料	1冊(50枚)につき	840円
約束手形用紙交付料	1冊(25枚)につき	525円
為替手形用紙交付料	1冊(20枚)につき	420円
マル専手形用紙交付料	1枚(決済手数料含)につき	525円
マル専口座開設料		3,150円
自己宛小切手発行手数料	1枚につき	525円
残高証明書 発行手数料	当会所定様式	1通につき
	監査法人所定様式	1通につき
	その他様式	1通につき
融資証明書発行手数料	1通につき	315円
利息支払証明書発行手数料	1通につき	315円
取引履歴明細表発行手数料	1取引先につき	315円
再発行手数料	通 帳	1冊につき
	証 書	1枚につき
	キャッシュ(ローン)カード	1枚につき
	ICキャッシュカード	1枚につき
	ICキャッシュ・クレジット 一体型カード	1枚につき

## ● 個人情報開示等事務手数料

平成22年7月1日現在

お受け渡し方法	手数料(消費税含)
店頭でお受け取りの場合	1件につき 525円
郵送の場合	1件につき 1,050円

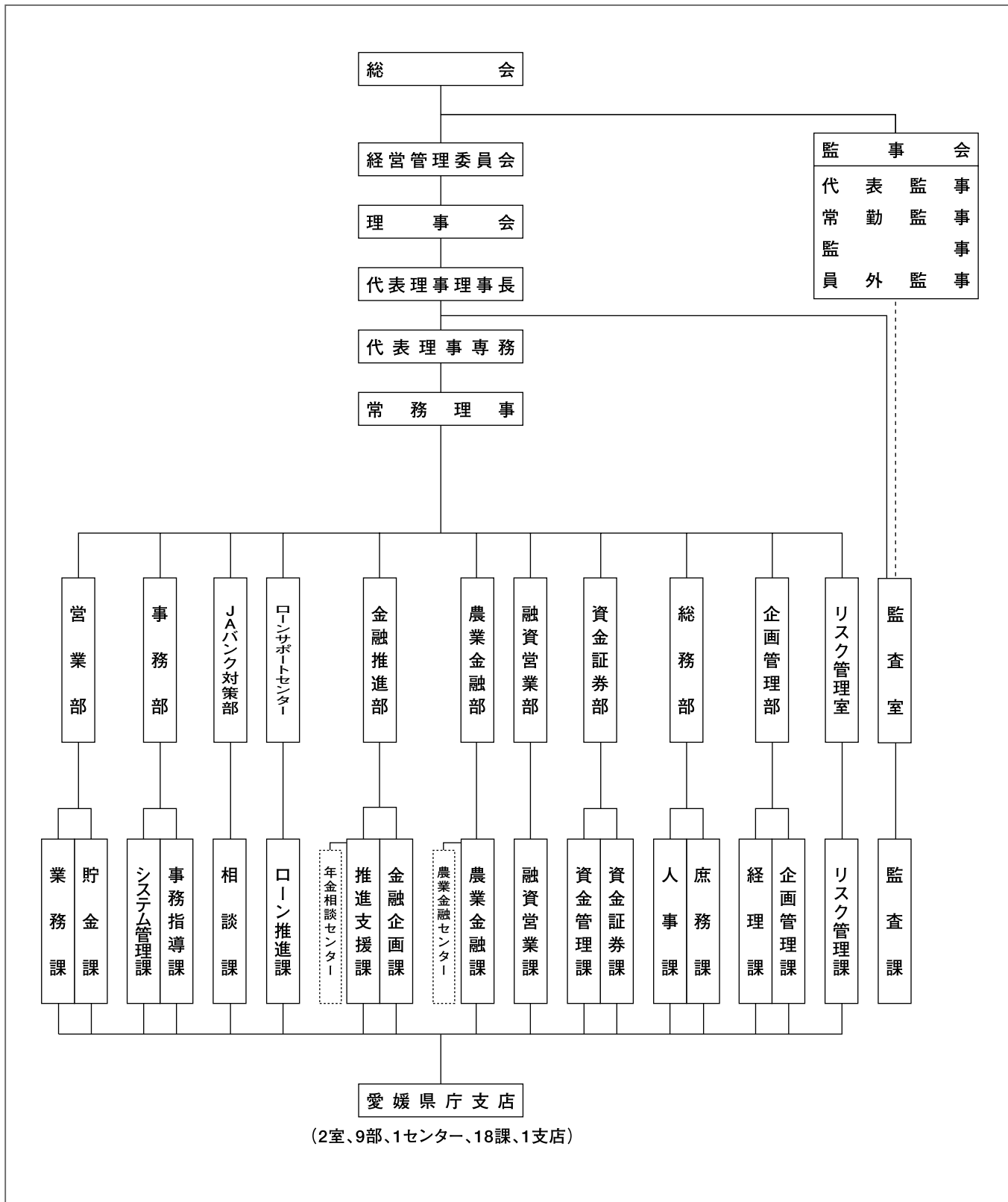
# 組 織

## 当会の組織

### ■ 機 構

平成22年7月1日現在

組  
織



## ■ 会員数

資格別	平成22年3月末	平成21年3月末	平成20年3月末
正会員	25	26	26
准会員	16	16	16
合計	41	42	42

## ■ 役員

平成22年7月1日現在

経営管理委員会	経営管理委員会会長	森 映 一
	経営管理委員	豊田 明 夫
	経営管理委員	梶谷 昭 伸
	経営管理委員	石川 邦 彦
	経営管理委員	高月 初 彦
	経営管理委員	黒田 義 人
	経営管理委員	石井 俊 一
	経営管理委員	林 正 照

理事会	代表理事理事長	篠原 一 志
	代表理事専務	関谷 幸 男
	常務理事	井口 浩 志

監事会	代表（常勤）監事	二宮 政 善
	監 事	高野 公 雄
	監 事	岡本 健 治
	監 事	山口 恒 朗
	員外監事	武士末 研 郎

## ■ 職員数

区分	平成22年3月末	平成21年3月末	平成20年3月末
男子職員	81	77	79
女子職員	44	40	36
合計	125	117	115

## ■ 店舗一覧

平成22年7月1日現在

店舗名	所在地	代表電話番号
本所	松山市南堀端町2番地3	(089) 948-5211
愛媛県庁支店	松山市一番町4丁目4番地2	(089) 921-8068

## ■ 特定信用事業代理業者の状況

該当する取引はありません。

## 沿革・あゆみ

昭和23年 ・愛媛県信用農業協同組合連合会発足

33年 ・信連創立10周年

34年 ・信連貯金100億円達成

38年 ・信連貯金200億円達成

39年 ・機構改革により5事務所になる

40年 ・農協会館竣工

41年 ・内国為替業務取扱いを開始

43年 ・信連創立20周年

47年 ・信連貯金1,000億円達成

48年 ・愛媛県指定代理金融機関となる

52年 ・信連貯金3,000億円達成

53年 ・信連創立30周年  
・全国銀行内国為替制度へ加盟  
・愛媛県農協電算センター竣工

54年 ・農協信用事業オンライン開始

56年 ・信連貯金5,000億円達成

59年 ・「全国農協貯金ネットサービス」開始

60年 ・信連貯金7,000億円達成

61年 ・「ふるさと共同サービス」へ加盟  
・国債窓販取扱い開始

63年 ・信連創立40周年

平成元年 ・信連貯金1兆円達成  
・「家計メイン化推進10,000点獲得運動」を開始

2年 ・「自由化チャレンジ運動」を展開

3年 ・レディスプラン「サエラ」を発売  
・サンデーバンキングの取扱いを開始

4年 ・信連貯金1兆2,000億円達成  
・「農協金融チャレンジナウ3ヵ年計画」への取組みを開始

5年 ・「しんせつローン‘93運動」を展開

平成 6年 ・機構改革により融資業務を本所へ集中

7年 ・機構改革により貯金業務を本所へ集中

8年 ・「農協オンラインバンキングシステム」(NOBS)稼働

9年 ・「アタック2001」運動を展開

10年 ・信連創立50周年

11年 ・「コンピュータ西暦2000年問題」への取組み

12年 ・「年金王国構築キャンペーン」を展開

13年 ・「JAバンクえひめ21運動」を展開  
・「JAバンクシステム」始動

14年 ・「JAネットバンク」の取扱いを開始

15年 ・住宅ローン「JAあんしん計画」の取扱いを開始  
・郵貯とのATM提携(出金・残高照会)

16年 ・経営管理委員会制度の導入

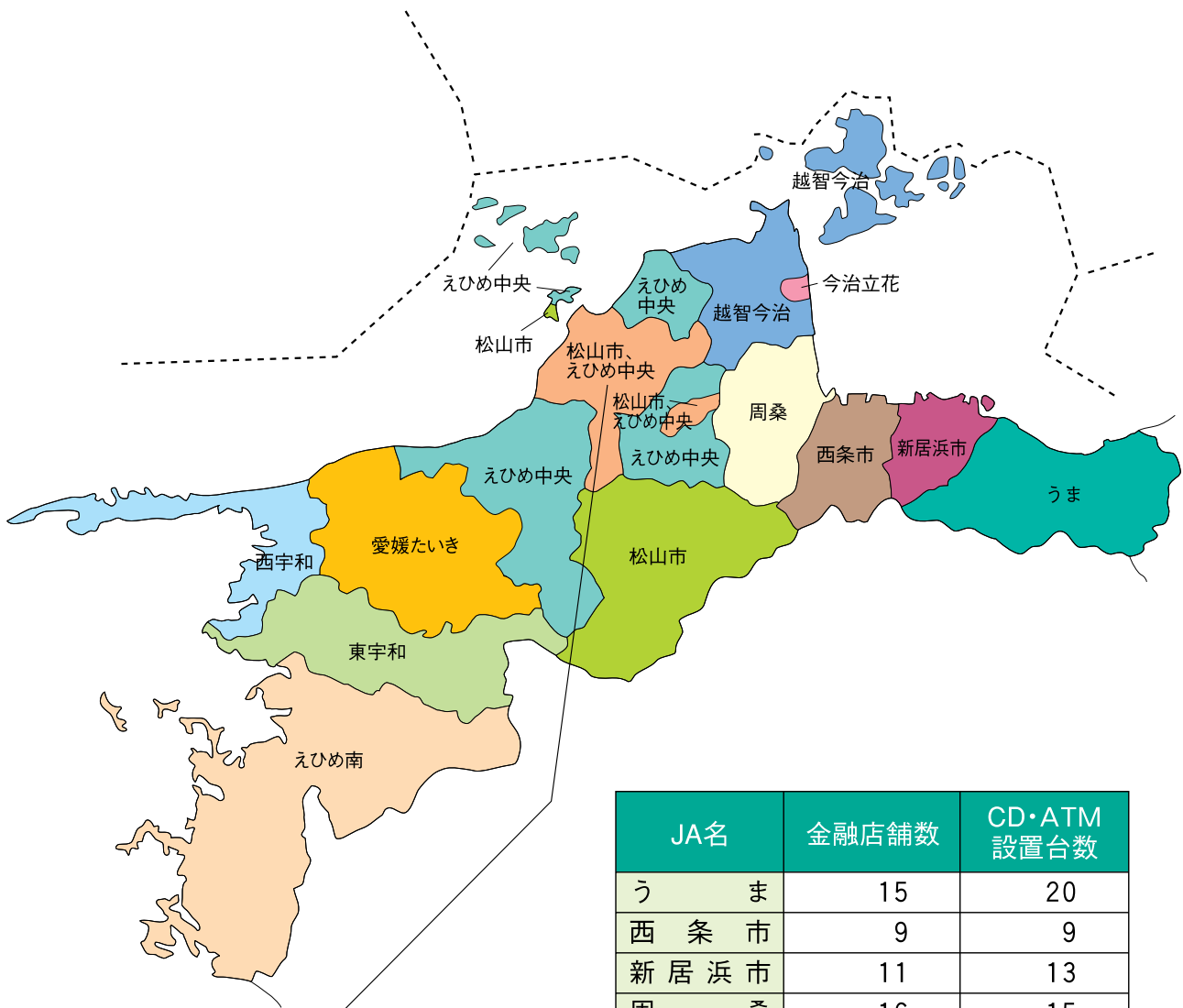
18年 ・全国統一の信用オンラインシステム(JASTEM)へ移行  
・ATMのIC化対応  
・セブン銀行とのATM提携(出金・残高照会)

19年 ・「JAバンクアグリサポート事業」を展開  
・「JAバンクえひめJA創立60周年記念プレキャンペーン」を展開  
・「JAバンクローンサポートセンター」を設置  
・JA住宅ローン「とくとくプラン」発売開始  
・郵貯・セブン銀行とのATM提携(入金)

20年 ・信連創立60周年  
・「JAバンクえひめJA創立60周年記念キャンペーン」を展開  
・JAバンクにおけるATM顧客手数料の全国一律無料化  
・三菱東京UFJ銀行とのATM相互開放提携

21年 ・「年金花道キャンペーン」を展開  
・JFマリンバンクとのATM相互無料開放  
・提携およびゆうちょ銀行ATMの平日日中無料化提携  
・JAローン残高1,000億円達成

# JAバンクえひめの店舗網



**JA愛媛信連 本所**  
 〒790-8555  
 愛媛県松山市南堀端町2番地3  
 TEL 089 (948) 5211 (受付)  
 FAX 089 (943) 5807

JA名	金融店舗数	CD・ATM 設置台数
うま	15	20
西条市	9	9
新居浜市	11	13
周桑	16	15
越智今治	31	30
今治立花	3	5
松山市	47	39
えひめ中央	35	44
愛媛たいぎ	23	13
西宇和	11	29
東宇和	9	14
えひめ南	34	42
愛媛信連	2	22
計	246	295

(注1) 平成22年7月1日現在

(注2) CD・ATM設置台数は、他行等との共同設置分を含む。

# 資料編

## CONTENTS

### 財務諸表

●貸借対照表	32
●損益計算書	33
●経費の内訳	33
●注記表	34
●剰余金処分計算書	43

### 損益の状況

●最近の5事業年度の主要な経営指標	43
●利益総括表	44
●資金運用収支の内訳	44
●受取・支払利息の増減額	44

### 貯金に関する指標

●科目別貯金平均残高	45
●定期貯金残高	45

### 貸出金等に関する指標

●科目別貸出金平均残高	45
●貸出金の金利条件別内訳残高	45
●貸出金の担保別内訳残高	46
●債務保証の担保別内訳残高	46
●貸出金の用途別内訳残高	46
●貸出金の業種別残高	47
●主要な農業関係の貸出金残高	47
●受託貸付金残高	48
●リスク管理債権の状況	48
●金融再生法開示債権区分に基づく保全状況	49
●元本補てん契約のある信託にかかる貸出金のリスク管理債権の状況	49
●貸倒引当金の期末残高および期中の増減額	49
●貸出金償却の額	49

### 有価証券等に関する指標

●種類別有価証券平均残高	50
●商品有価証券種類別平均残高	50
●有価証券残存期間別残高	50

### 有価証券の時価情報等

●有価証券の時価情報	51
●金銭の信託の時価情報	51
●デリバティブ取引等	51

### 経営諸指標

●利益率	51
●貯貸率・貯証率	51

### 自己資本の充実の状況

●自己資本の充実の状況(単体)	52
1. 自己資本の状況	52
2. 信用リスクに関する事項	55
3. 信用リスク削減手法に関する事項	58
4. 派生商品取引および長期決済期間取引のリスクに関する事項	59
5. 証券化エクスポージャーに関する事項	60
6. オペレーショナル・リスクに関する事項	61
7. 出資等エクスポージャーに関する事項	61
8. 金利リスクに関する事項	63

### 連結情報

●グループの概況	64
●子会社等の状況	64
●事業の概況	64
●最近5年間の連結ベースの主要な経営指標	65
●連結貸借対照表	66
●連結損益計算書	66
●連結キャッシュ・フロー計算書	67
●連結注記表	68
●連結剰余金計算書	77
●連結ベースのリスク管理債権の状況	77
●連結ベースの金融再生法開示債権区分に基づく保全状況	77
●事業の種類別情報	77
●自己資本の充実の状況(連結)	78
1. 連結の範囲に関する事項	78
2. 自己資本の状況	78
3. 信用リスクに関する事項	80
4. 信用リスク削減手法に関する事項	83
5. 派生商品取引および長期決済期間取引のリスクに関する事項	83
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	84
7. オペレーショナル・リスクに関する事項	84
8. 出資等エクスポージャーに関する事項	84
9. 金利リスクに関する事項	85

### 財務諸表の適正性等にかかる確認

	86
--	----

記載の金額は、原則として単位未満を切り捨てのうえ表示しています。

# 財務諸表

## 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	平成 21 年度 (平成 22 年 3 月 31 日現在)	平成 20 年度 (平成 21 年 3 月 31 日現在)	科目	平成 21 年度 (平成 22 年 3 月 31 日現在)	平成 20 年度 (平成 21 年 3 月 31 日現在)
(資産の部)			(負債の部)		
現金	1,223	1,365	貯金	1,114,932	1,151,274
預け金	630,061	682,030	当座貯金	11,882	9,690
系統預け金	628,911	681,773	普通貯金	20,278	13,522
系統外預け金	1,149	257	貯蓄貯金	24	21
有価証券	425,395	370,925	通知貯金	13,022	13,400
国債	228,401	146,205	別段貯金	1,051	901
地方債	51,815	63,674	定期貯金	1,068,652	1,113,714
政府保証債	11,519	18,197	定期積金	20	24
社債	98,717	98,040	譲渡性貯金	3,005	956
外国証券	31,111	36,804	代理業務勘定	2	21
株式	571	1,865	その他負債	10,878	2,880
受益証券	3,257	6,137	未払費用・前受収益	1,093	1,931
貸出金	96,999	98,510	その他の負債	9,785	948
手形貸付	1,326	1,300	諸引当金	3,228	2,890
証書貸付	65,057	63,773	相互援助積立金	1,869	1,626
当座貸越	2,372	3,692	賞与引当金	79	60
金融機関貸付	28,243	29,743	退職給付引当金	1,245	1,175
割引手形	—	—	役員退職慰労引当金	35	27
その他資産	3,770	3,866	債務保証	484	540
未収収益・前払費用	2,059	2,417	負債の部 合計	1,132,533	1,158,563
その他の資産	1,711	1,449			
有形固定資産	1,917	1,751	(純資産の部)		
建物	692	—	出資金	43,011	23,091
土地	1,186	—	(うち後配出資金)	(19,920)	(—)
建設仮勘定	1	—	再評価積立金	3	3
その他の有形固定資産	37	—	利益剰余金	46,442	45,360
無形固定資産	6	7	利益準備金	19,955	19,555
ソフトウェア	0	—	その他利益剰余金	26,487	25,804
その他の無形固定資産	6	—	特別積立金	22,290	22,290
外部出資	62,351	62,370	当期末処分剰余金	4,196	3,514
系統出資	61,521	61,521	(うち当期剰余金)	(2,873)	(1,564)
系統外出資	769	788	会員資本 合計	89,457	68,454
子会社等出資	60	60	その他有価証券評価差額金	△ 477	△ 4,496
繰延税金資産	741	2,415	評価・換算差額等 合計	△ 477	△ 4,496
債務保証見返	484	540	純資産の部 合計	88,979	63,958
貸倒引当金	△ 1,439	△ 1,262			
資産の部 合計	1,221,512	1,222,521	負債及び純資産の部 合計	1,221,512	1,222,521

## 損益計算書

(単位:百万円)

科 目	平成21年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	平成20年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
経常収益	20,304	21,390
資金運用収益	16,132	15,789
(うち貸出金利息)	( 2,482 )	( 1,401 )
(うち預け金利息)	( 6,645 )	( 7,731 )
(うち有価証券利息配当金)	( 6,999 )	( 6,652 )
役務取引等収益	1,253	1,300
その他事業収益	2,883	4,168
その他経常収益	34	131
経常費用	16,551	19,829
資金調達費用	9,263	10,138
(うち貯金利息)	( 9,262 )	( 10,138 )
役務取引等費用	1,195	1,240
その他事業費用	1,048	1,538
経費	1,870	2,003
その他経常費用	3,172	4,908
経常利益	3,753	1,560
特別利益	2	11
特別損失	9	0
税引前当期利益	3,745	1,571
法人税、住民税及び事業税	950	88
法人税等調整額	△ 77	△ 80
当期剰余金	2,873	1,564
前期繰越剰余金	1,323	1,949
当期末処分剰余金	4,196	3,514

(注) 1. 「うち預け金利息」には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。  
2. 「うち貯金利息」には、譲渡性貯金利息及び支払奨励金が含まれています。

## 経費の内訳

(単位:百万円)

科 目	平成21年度	平成20年度
人件費	1,153	1,193
役員報酬	55	54
給料手当	868	815
うち賞与引当金繰入額	79	60
福利厚生費	151	148
退職給付費用	70	166
役員退職慰労引当金繰入額	7	7
物件費	667	767
事業推進費	36	77
債権管理費	2	2
旅費交通費	28	27
業務費	312	345
負担金	123	155
施設費	159	155
雑費	4	3
税金	49	41
合計	1,870	2,003

## 注記表

平成21年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

<p>(1) 重要な会計方針に係る事項に関する注記</p>	<p>① 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。また、取引はあるが期末に残高がない科目は「-」で表示しています。</p> <p>② 有価証券（外部出資勘定の株式を含む。）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・売買目的の有価証券…時価法（売却原価は移動平均法により算定）</li> <li>・満期保有目的の債券…定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）</li> <li>・子会社・子法人等株式及び関連法人等株式…原価法（売却原価は移動平均法により算定）</li> <li>・その他有価証券             <ul style="list-style-type: none"> <li>時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）</li> <li>時価を把握することが極めて困難と認められるもの…原価法（売却原価は移動平均法により算定）</li> </ul> </li> </ul> <p>なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。</p> <p>③ 有形固定資産（リース資産を除く。）の減価償却は、それぞれ次の方法により行い資産から直接減額して計上しています。</p> <p>建 物 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しています。なお、主な耐用年数は3年～50年です。</p> <p>動 産 定率法を採用しています。なお、主な耐用年数は4年～15年です。</p> <p>④ 無形固定資産（リース資産を除く。）の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しています。</p> <p>⑤ 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。</p> <p>⑥ 引当金の計上方法</p> <p>a. 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、「経理規程」に則り、次のとおり計上しています。</p> <p>正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額と税法基準に基づき算定した繰入限度額とを比較し、いずれか多い額（当期は貸倒実績率を採用）を引き当てています。破綻懸念先債権に相当する債権については、元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを見積もり、当該キャッシュ・フローを当会の貸出シェアで按分した金額等と債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。</p> <p>b. 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金については、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。</p> <p>c. 役員退職慰労引当金</p> <p>役員退職慰労引当金については、「役員退任給与金引当規程」に基づき、当事業年度末における要支給額を計上しています。</p> <p>d. 賞与引当金</p> <p>賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち当期に帰属する額を計上しています。</p> <p>⑦ 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の貸借借取引に準じた会計処理によっています。</p> <p>⑧ 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。</p> <p>⑨ 「農業協同組合法施行規則」（平成17年農林水産省令第27号）別紙様式が「農業協同組合法施行規則等の一部を改正する省令」（農林水産省令第18号平成22年3月17日）により改正され、平成22年3月17日から施行されたことに伴い、貸借対照表における固定資産の表示について、有形固定資産、無形固定資産とも内訳表示しています。</p>															
<p>(2) 貸借対照表に関する注記</p>	<p>① 有形固定資産の減価償却累計額は1,001百万円です。</p> <p>② 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として自動車、パソコン及びその他業務用機器があり、未経過リース料年度末残高相当額は次のとおりです。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">合計</th> </tr> <tr> <th>1年以内</th> <th>1年超</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所有権移転外ファイナンス・リース</td> <td>1 百万円</td> <td>22 百万円</td> <td>23 百万円</td> </tr> <tr> <td>オペレーティング・リース</td> <td>1 〃</td> <td>13 〃</td> <td>14 〃</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 先物取引証拠金の代用として有価証券4,000百万円を、愛媛県指定金融機関に対し指定代理金融機関事務取扱いの担保として預金30百万円を差し入れています。</p> <p>④ 子会社等に対する金銭債権はありません。</p> <p>⑤ 子会社等に対する金銭債務の総額は、165百万円です。</p> <p>⑥ 経営管理委員、理事及び監事との間の取引による金銭債権はありません。</p>		合計			1年以内	1年超		所有権移転外ファイナンス・リース	1 百万円	22 百万円	23 百万円	オペレーティング・リース	1 〃	13 〃	14 〃
	合計															
	1年以内	1年超														
所有権移転外ファイナンス・リース	1 百万円	22 百万円	23 百万円													
オペレーティング・リース	1 〃	13 〃	14 〃													

- ⑦ 経営管理委員、理事及び監事との間の取引による金銭債務はありません。
- ⑧ 貸出金のうち、破綻先債権額は236百万円、延滞債権額は1,707百万円です。  
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。  
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
- ⑨ 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額ははありません。  
 なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
- ⑩ 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額ははありません。  
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。
- ⑪ 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,943百万円です。  
 なお、⑧から⑪に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
- ⑫ 割引手形は、業種別監査委員会報告第24号に基づき、金融取引として処理しています。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有していますが、残高はありません。
- ⑬ 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は59,917百万円です。
- ⑭ 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金 27,243百万円が含まれています。

## (3) 損益計算書に関する注記

- |                   |       |
|-------------------|-------|
| ① 子会社等との取引による収益総額 | 0 百万円 |
| うち事業取引高           | 0 〃   |
| うち事業取引以外の取引高      | — 〃   |
| ② 子会社等との取引による費用総額 | 420 〃 |
| うち事業取引高           | 420 〃 |
| うち事業取引以外の取引高      | — 〃   |
- ③ 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した結果、残高はありません。相殺した金額は6百万円です。

## (4) 金融商品に関する注記

- ① 金融商品に対する取組方針  
 当会は、愛媛県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営している相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。  
 JAは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。  
 当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。  
 また、残った資金は農林中金に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式の有価証券による運用を行っています。
- ② 金融商品の内容及びそのリスク  
 当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先（及び個人）に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。  
 また、有価証券は、株式、債券、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的（その他目的）で保有しています。  
 これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、為替の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。
- ③ 金融商品に係るリスク管理体制  
 a. 信用リスクの管理  
 当会は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理（内部格付）、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しています。  
 これらの与信管理は、融資営業部及び農業金融部において行われ、また、定期的に経営陣によるリスクマネジメント委員会や理事会を開催し、報告を行っています。さらに、与信管理の状況については、リスク管理室がチェックしています。  
 有価証券の発行体の信用リスクに関しては、余裕金運用規程に従い運用限度額を理事会において決定し、リスク管理室において、信用情報や時価の把握を定期的に行い管理しています。
- b. 市場リスクの管理  
 ア. 金利リスクの管理  
 当会は、リスクリミット方針及びALMにおいて、金利の変動リスクを管理しています。  
 リスクリミット方針及びALMについては、理事会において決定したリスクマネジメント規程にリスク管理方法や手続等を明記しており、リスクマネジメント委員会においてリスクリミット方針を決定するとともに、金利変動リスクの把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

具体的には、リスク管理室において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事、監事に報告しています。

イ。為替リスクの管理

当会は、為替の変動リスクに関して、余裕金運用規程に従い運用限度額を理事会において決定するとともに、内外金利差を考慮のうえ通貨の分散等を行い管理しています。日常的には、個別銘柄毎にモニタリングを行っています。

ウ。価格変動リスクの管理

当会は、市場価格の変動リスクに関して、余裕金運用規程に従い運用限度額を理事会において決定し管理しています。

日常的には、個別銘柄毎にモニタリングを行っています。

総務部で保有している外部出資は、業務上事業推進目的で保有しているものであり、財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報はリスク管理室を通じ、理事会及びリスクマネジメント委員会において定期的に報告しています。

エ。デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、余裕金運用規程に従い運用限度額を理事会において決定するとともに、ロスカットルールを定めて管理しています。

また、取引の執行、事務管理、リスク管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制体制を確立するとともに、リスクリミット方針に基づきリスク管理しています。

④ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、農林中金への預け金の調整を通じて資金流動性を確保しています。また、市場流動性を勘案した運用商品を選定し流動性を確保するとともに、調達・運用の期間バランス調整を行い、流動性リスクを管理しています。

④ 金融商品の時価に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む。）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む。）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

⑤ 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず⑦に記載しています。

	貸借対照表計上額	時価	差額
預け金	630,061 百万円	628,964 百万円	△ 1,096 百万円
有価証券	425,395 〃	427,454 〃	2,059 〃
満期保有目的の債券	68,204 〃	70,264 〃	2,059 〃
その他有価証券	357,190 〃	357,190 〃	— 〃
貸出金	97,445 〃		
貸倒引当金	△ 1,399 〃		
貸倒引当金控除後	96,046 〃	96,622 百万円	576 百万円
資産計	1,151,502 〃	1,153,041 〃	1,538 〃
貯金	1,117,937 〃	1,115,571 〃	△ 2,366 〃
負債計	1,117,937 〃	1,115,571 〃	△ 2,366 〃

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

2. 貸出金には、貸借対照表上その他資産に計上している従業員貸付金446百万円を含めています。

3. 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金3,005百万円を含めています。

⑥ 金融商品の時価の算定方法

【資産】

a. 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によります。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b. 有価証券

有価証券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格により算定しています。

c. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によります。一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

a. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。

また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

- ⑦ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは⑤の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額	
外部出資	62,351 百万円
合 計	62,351 〃

- ⑧ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	630,061 百万円	— 百万円	— 百万円	— 百万円	— 百万円	— 百万円
有価証券	22,935 〃	9,456 〃	15,554 〃	22,978 〃	14,722 〃	338,401 〃
満期保有目的の債券	208 〃	1,350 〃	3,350 〃	— 〃	5,278 〃	58,017 〃
その他の有価証券のうち満期があるもの	22,726 〃	8,106 〃	12,204 〃	22,978 〃	9,443 〃	280,383 〃
貸出金	16,399 〃	7,380 〃	7,844 〃	11,144 〃	8,322 〃	45,620 〃
合 計	669,395 〃	16,837 〃	23,398 〃	34,122 〃	23,045 〃	384,021 〃

(注) 1. 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越 2,372 百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後付ローン 27,243 百万円については「5年超」に含めています。  
2. 貸出金のうち、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 287 百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

- ⑨ 有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	1,114,671 百万円	139 百万円	79 百万円	6 百万円	13 百万円	— 百万円
譲渡性貯金	3,005 〃	— 〃	— 〃	— 〃	— 〃	— 〃
合 計	1,117,677 〃	139 〃	79 〃	6 〃	13 〃	— 〃

(注) 1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。  
2. 貯金のうち、貸借対照表上の定期積金 20 百万円については含めていません。

(5) 有価証券に関する注記

- ① 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。

- a. 売買目的有価証券はありません。  
b. 満期保有目的の債券で時価のあるもの  
満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

		貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	29,188 百万円	30,364 百万円	1,175 百万円
	社債	32,321 〃	33,500 〃	1,179 〃
	小計	61,510 〃	63,865 〃	2,354 〃
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社債	2,697 百万円	2,530 百万円	△ 166 百万円
	その他	3,997 〃	3,868 〃	△ 128 〃
	小計	6,694 〃	6,399 〃	△ 295 〃
合 計	68,204 〃	70,264 〃	2,059 〃	

- c. その他有価証券  
その他有価証券において、種類ごとの取得価額又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

		取得価額又は償却原価	貸借対照表計上額	評価差額
貸借対照表計上額が取得価額又は償却原価を超えるもの	債券	228,233 百万円	231,709 百万円	3,476 百万円
	国債	135,930 〃	137,041 〃	1,110 〃
	地方債	16,882 〃	17,280 〃	398 〃
	社債	56,056 〃	57,741 〃	1,685 〃
	その他	19,363 〃	19,645 〃	282 〃
	小計	228,233 〃	231,709 〃	3,476 〃
貸借対照表計上額が取得価額又は償却原価を超えないもの	株式	644 百万円	571 百万円	△ 72 百万円
	債券	125,235 〃	121,651 〃	△ 3,584 〃
	国債	92,537 〃	91,360 〃	△ 1,176 〃
	地方債	5,367 〃	5,345 〃	△ 21 〃
	社債	6,000 〃	5,957 〃	△ 42 〃
	その他	21,331 〃	18,987 〃	△ 2,343 〃
	その他	3,759 〃	3,257 〃	△ 502 〃
小計	129,639 〃	125,480 〃	△ 4,159 〃	
合 計	357,873 〃	357,190 〃	△ 682 〃	

(注) 上記評価差額合計に繰延税金資産 205 百万円を加えた金額 △ 477 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

	② 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。																																																		
	③ 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。																																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>売却額</th> <th>売却益</th> <th>売却損</th> </tr> <tr> <th></th> <th>百万円</th> <th>百万円</th> <th>百万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>債券</td> <td>179,058</td> <td>2,873</td> <td>714</td> </tr> <tr> <td>株式</td> <td>1,523</td> <td>6</td> <td>719</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3,604</td> <td>—</td> <td>1,988</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>184,186</td> <td>2,880</td> <td>3,422</td> </tr> </tbody> </table>		売却額	売却益	売却損		百万円	百万円	百万円	債券	179,058	2,873	714	株式	1,523	6	719	その他	3,604	—	1,988	合計	184,186	2,880	3,422																										
	売却額	売却益	売却損																																																
	百万円	百万円	百万円																																																
債券	179,058	2,873	714																																																
株式	1,523	6	719																																																
その他	3,604	—	1,988																																																
合計	184,186	2,880	3,422																																																
(6) 退職給付に関する注記	<p>① 退職給付</p> <p>a. 採用している退職給付制度の概要</p> <p>職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。なお、退職給付債務・退職給付費用の計上にあたっては「退職給付に係る会計基準」（平成10年6月16日企業会計審議会）に基づき、簡便法により行っています。</p> <p>b. 退職給付債務及びその内訳</p> <table border="1"> <tr> <td>退職給付債務</td> <td>△ 1,245</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td>△ 1,245</td> </tr> </table> <p>c. 退職給付費用の内訳</p> <table border="1"> <tr> <td>勤務費用</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>70</td> </tr> </table> <p>② 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。</p> <p>なお、当事業年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、12百万円となっています。</p> <p>また、存続組合より示され平成22年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、208百万円となっています。</p>	退職給付債務	△ 1,245	退職給付引当金	△ 1,245	勤務費用	70	退職給付費用	70																																										
退職給付債務	△ 1,245																																																		
退職給付引当金	△ 1,245																																																		
勤務費用	70																																																		
退職給付費用	70																																																		
(7) 税効果会計に関する注記	<p>① 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等</p> <p>繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">繰延税金資産</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸倒引当金超過額</td> <td>294</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金超過額</td> <td>360</td> </tr> <tr> <td>外債未収利息</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金超過額</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>その他有価証券評価差損</td> <td>205</td> </tr> <tr> <td>相互援助積立金超過額</td> <td>579</td> </tr> <tr> <td>有価証券有税償却</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>57</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>81</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td>1,662</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td>△ 920</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計(A)</td> <td>741</td> </tr> <tr> <th colspan="2">繰延税金負債</th> </tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計(B)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額(A) + (B)</td> <td>741</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>法定実効税率</td> <td>31.0</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td> <td>△ 0.1</td> </tr> <tr> <td>事業分量配当金</td> <td>△ 10.8</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税の負担率</td> <td>23.3</td> </tr> </tbody> </table>	繰延税金資産		貸倒引当金超過額	294	退職給付引当金超過額	360	外債未収利息	24	賞与引当金超過額	24	その他有価証券評価差損	205	相互援助積立金超過額	579	有価証券有税償却	35	事業税	57	その他	81	繰延税金資産小計	1,662	評価性引当額	△ 920	繰延税金資産合計(A)	741	繰延税金負債		その他有価証券評価差額金	—	その他	—	繰延税金負債合計(B)	—	繰延税金資産の純額(A) + (B)	741	法定実効税率	31.0	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 0.1	事業分量配当金	△ 10.8	その他	3.0	税効果会計適用後の法人税の負担率	23.3
繰延税金資産																																																			
貸倒引当金超過額	294																																																		
退職給付引当金超過額	360																																																		
外債未収利息	24																																																		
賞与引当金超過額	24																																																		
その他有価証券評価差損	205																																																		
相互援助積立金超過額	579																																																		
有価証券有税償却	35																																																		
事業税	57																																																		
その他	81																																																		
繰延税金資産小計	1,662																																																		
評価性引当額	△ 920																																																		
繰延税金資産合計(A)	741																																																		
繰延税金負債																																																			
その他有価証券評価差額金	—																																																		
その他	—																																																		
繰延税金負債合計(B)	—																																																		
繰延税金資産の純額(A) + (B)	741																																																		
法定実効税率	31.0																																																		
(調整)																																																			
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2																																																		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 0.1																																																		
事業分量配当金	△ 10.8																																																		
その他	3.0																																																		
税効果会計適用後の法人税の負担率	23.3																																																		

## 注記表

平成20年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

(1) 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- ① 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。また、取引はあるが期末に残高がない科目は「-」で表示しています。
- ② 有価証券（外部出資勘定の株式を含む。）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。
  - ・ 売買目的の有価証券…時価法（売却原価は移動平均法により算定）
  - ・ 満期保有目的の債券…定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）
  - ・ 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式…原価法（売却原価は移動平均法により算定）
  - ・ その他有価証券
    - 時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
    - 時価のないもの…原価法（売却原価は移動平均法により算定）

なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。
- ③ 有形固定資産（リース資産を除く。）の減価償却は、それぞれ次の方法により行い資産から直接減額して計上しています。
  - 建 物 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しています。なお、主な耐用年数は3年～50年です。
  - 動 産 定率法を採用しています。なお、主な耐用年数は4年～15年です。
- ④ 無形固定資産（リース資産を除く。）の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しています。
- ⑤ 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。
- ⑥ 引当金の計上方法
  - a. 貸倒引当金
 

貸倒引当金は、「経理規程」に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額と税法基準に基づき算定した繰入限度額とを比較し、いずれが多い額（当期は貸倒実績率を採用）を引き当てています。破綻懸念先債権に相当する債権のうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当会の貸出シェアで按分した金額と債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てし、キャッシュ・フローを合理的に見積もることのできない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てています。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

破綻懸念先に対する債権の引当金の見積もりは、従来、貸倒実績率に基づき算定した額を引き当てしていましたが、当年度より債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、キャッシュ・フロー見積法により引き当てを行っています。これにより、経常利益は139百万円減少しています。
  - b. 退職給付引当金
 

退職給付引当金については、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。
  - c. 役員退職慰労引当金
 

役員退職慰労引当金については、「役員退任給与金引当規程」に基づき、当事業年度末における要支給額を計上しています。
  - d. 賞与引当金
 

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち当期に帰属する額を計上しています。
- ⑦ 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっています。所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号平成19年3月30日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号同前）が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当年度から同会計基準及び適用指針を適用しています。
 

なお、該当するリース資産はありません。
- ⑧ 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。

(2) 貸借対照表に関する注記

- ① 有形固定資産の減価償却累計額は1,056百万円です。
- ② 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として自動車、

パソコン及びその他業務用機器があり、未経過リース料年度末残高相当額は次のとおりです。

	1年以内	1年超	合計
所有権移転外ファイナンス・リース	0百万円	39百万円	40百万円
オペレーティング・リース	0百万円	4百万円	5百万円

③ 先物取引証拠金の代用として有価証券5,000百万円を、愛媛県指定金融機関に対し指定代理金融機関事務取扱いの担保として預金30百万円を差し入れています。

④ 子会社等に対する金銭債権の総額は、1百万円です。

⑤ 子会社等に対する金銭債務の総額は、172百万円です。

⑥ 経営管理委員、理事及び監事との間の取引による金銭債権はありません。

⑦ 経営管理委員、理事及び監事との間の取引による金銭債務はありません。

⑧ 貸出金のうち、破綻先債権額は111百万円、延滞債権額は1,843百万円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

⑨ 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はありませぬ。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

⑩ 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありませぬ。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。

⑪ 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,954百万円です。

なお、⑧から⑪に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

⑫ 割引手形は、業種別監査委員会報告第24号に基づき、金融取引として処理しています。これより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有していますが、残高はありません。

⑬ 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は60,569百万円です。

⑭ 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金27,243百万円が含まれています。

(3) 損益計算書に関する注記

① 子会社等との取引による収益総額	2百万円
うち事業取引高	2 〃
うち事業取引以外の取引高	— 〃
② 子会社等との取引による費用総額	400 〃
うち事業取引高	400 〃
うち事業取引以外の取引高	— 〃

③ 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した結果、残高はありません。相殺した金額は89百万円です。

(4) 有価証券に関する注記

① 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「外部出資勘定」中の子会社関連会社等の株式が含まれています。以下⑤まで同様です。

- a. 売買目的有価証券はありません。
- b. 満期保有目的の債券で時価のあるも

	貸借対照表計上額	時価	差額	うち益	うち損
国債	—百万円	—百万円	—百万円	—百万円	—百万円
地方債	29,627 〃	30,288 〃	661 〃	669 〃	8 〃
金融債	— 〃	— 〃	— 〃	— 〃	— 〃
社債	35,019 〃	34,130 〃	△ 889 〃	205 〃	1,095 〃
外国証券	3,997 〃	2,753 〃	△1,243 〃	— 〃	1,243 〃
その他	— 〃	— 〃	— 〃	— 〃	— 〃
合計	68,644 〃	67,172 〃	△1,472 〃	875 〃	2,347 〃

(注) 1.時価は、当期末における市場価格等に基づいています。

2.「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳です。

## c. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 又は償却原価	貸借対照表 計上額	評価差額	うち益	うち損
株 式	2,880 百万円	1,865 百万円	△1,014 百万円	— 百万円	1,014 百万円
債 券	296,401 〃	294,278 〃	△2,123 〃	1,944 〃	4,067 〃
国 債	148,068 〃	146,205 〃	△1,863 〃	428 〃	2,291 〃
地方債	33,609 〃	34,046 〃	436 〃	491 〃	55 〃
政保債	17,908 〃	18,197 〃	289 〃	289 〃	— 〃
金融債	— 〃	— 〃	— 〃	— 〃	— 〃
社 債	63,654 〃	63,020 〃	△ 633 〃	366 〃	1,000 〃
外国証券	33,159 〃	32,807 〃	△ 352 〃	368 〃	720 〃
そ の 他	9,452 〃	6,137 〃	△3,315 〃	— 〃	3,315 〃
合 計	308,734 〃	302,281 〃	△6,452 〃	1,944 〃	8,397 〃

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当期末における市場価格等に基づく時価により計上しています

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳です。

3. 上記評価差額に繰延税金資産1,956百万円を加えた金額△4,496百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

4. 減損処理にあたっては、当期末における時価が取得原価または償却原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合は、回復の可能性を考慮して減損処理することとしています。当期における減損処理はありません。

## ② 当年度中に売却した満期保有目的の債券は次のとおりです。

	売却原価	売却額	売却損	売却の理由
外国証券	1,000百万円	96百万円	904百万円	債券発行者の信用状態 の著しい悪化
合 計	1,000 〃	96 〃	904 〃	

## ③ 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

	売却額	売却益	売却損
	168,534百万円	3,512百万円	4,687百万円

## ④ 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額は、次のとおりです。

内 容	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
子会社及び子法人等株式	60 百万円
関連法人等株式	— 〃
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	190 百万円

## ⑤ その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりです。

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
債 券	18,361 百万円	84,096 百万円	229,739 百万円	30,725 百万円
国 債	— 〃	7,228 〃	108,251 〃	30,725 〃
地方債	4,870 〃	21,555 〃	37,247 〃	— 〃
政保債	6,531 〃	11,666 〃	— 〃	— 〃
金融債	— 〃	— 〃	— 〃	— 〃
社 債	6,958 〃	34,961 〃	56,120 〃	— 〃
外国証券	— 〃	8,684 〃	28,119 〃	— 〃
そ の 他	— 〃	726 〃	1,528 〃	— 〃
合 計	18,361 〃	84,822 〃	231,268 〃	30,725 〃

## (5) 退職給付に関する注記

## ① 退職給付

## a. 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。

なお、退職給付債務・退職給付費用の計上にあたっては「退職給付に係る会計基準」(平成10年6月16日企業会計審議会)に基づき、簡便法により行っています。

## b. 退職給付債務及びその内訳

退職給付債務	△1,175 百万円
退職給付引当金	△1,175 〃

## c. 退職給付費用の内訳

勤務費用	75 百万円
臨時に支払った割増退職金	91 〃
退職給付費用	166 〃

## ② 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当事業年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、10百万円となっています。

また、存続組合より示され平成21年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、212百万円となっています。

(6) 税効果会計に関する注記

① 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等  
繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	245百万円
退職給付引当金超過額	325 〃
繰延資産超過額	14 〃
賞与引当金超過額	18 〃
その他有価証券評価差損	1,956 〃
相互援助積立金超過額	504 〃
有価証券有税償却	42 〃
事業税	5 〃
その他	160 〃
繰延税金資産小計	3,273 〃
評価性引当額	△ 857 〃
繰延税金資産合計 (A)	2,415 〃
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	— 百万円
その他	— 〃
繰延税金負債合計 (B)	— 〃
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	2,415 〃

② 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	31.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.4%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 5.6%
事業分量配当金	△ 21.8%
その他	△ 4.5%
税効果会計適用後の法人税の負担率	0.5%

法定実効税率については、平成20年10月1日以降開始する事業年度から適用される地方法人特別税を含めて算出しておりますが、当年度の繰延税金資産および法人税等調整額に与える影響は軽微であります。



## 剰余金処分計算書

(単位:百万円)

科 目	平成21年度	平成20年度
1 当期末処分剰余金	4,196	3,514
2 剰余金処分額	2,800	2,190
(1) 利益準備金	600	400
(2) 任意積立金	200	—
特別積立金	200	—
(3) 出資配当金	696	687
普通出資に対する配当金	692	684
後配出資に対する配当金	3	2
(4) 事業分量配当金	1,304	1,103
3 次期繰越剰余金	1,395	1,323

- (注) 1. 普通出資に対する配当金は年3.00%、後配出資に対する配当金は年1.00%の割合です。  
2. 事業分量配当金の基準は、次のとおりです。

平成21年度ネット定期貯金平均残高に対して  
0.100% 1,087百万円  
0.020% 217百万円(平成21年度特別措置)

平成20年度ネット定期貯金平均残高に対して  
0.100% 1,103百万円

## 損益の状況

### 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位:百万円、口、人、%)

項 目	平成21年度	平成20年度	平成19年度	平成18年度	平成17年度
経 常 収 益	20,304	21,390	19,923	16,369	13,014
経 常 利 益	3,753	1,560	3,121	3,998	3,344
当 期 剰 余 金	2,873	1,564	2,969	3,251	2,956
出 資 金	43,011	23,091	23,091	23,091	23,091
( 出 資 口 数 )	( 8,602,263 )	( 4,618,263 )	( 4,618,263 )	( 4,618,267 )	( 4,618,267 )
資 本 額					62,723
純 資 産 額	88,979	63,958	67,946	69,069	
総 資 産 額	1,221,512	1,222,521	1,230,020	1,224,909	1,183,859
貯 金 等 残 高	1,117,937	1,152,230	1,155,249	1,148,084	1,116,137
貸 出 金 残 高	96,999	98,510	82,446	82,728	82,902
有 価 証 券 残 高	425,395	370,925	370,257	379,258	361,059
剰 余 金 配 当 金 額	2,000	1,790	1,784	2,047	1,723
普通出資配当額	692	684	653	621	591
後配出資配当額	3	2	13	23	33
事業分量配当額	1,304	1,103	1,117	1,402	1,098
職 員 数	125	117	115	127	134
単体自己資本比率(旧基準)					20.99
単体自己資本比率(新基準)	28.19	20.79	21.45	22.60	

- (注) 1. 「農業協同組合法施行規則」(平成17年農林水産省令27号)別紙様式が「農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令」(農林水産省令41号・平成18年4月28日)により改正され、平成18年5月1日から施行されたことに伴い、従来の「資本の部」が平成18年度から「純資産の部」に改正されたことから、「資本額」と「純資産額」を区分して記載しています。  
2. 自己資本比率算出基準が改正され、平成18年度から新基準(「農協法第11条の2の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準」金融庁・農林水産省告示第2号・平成18年3月28日)に基づき算出しています。

## 利益総括表

(単位:百万円、%)

項 目	平成21年度	平成20年度	増 減
資 金 運 用 収 支	6,868	5,650	1,217
役 務 取 引 等 収 支	58	59	△ 1
そ の 他 事 業 収 支	1,834	2,630	△ 795
事 業 粗 利 益	8,761	8,341	420
(事 業 粗 利 益 率)	( 0.76 )	( 0.71 )	( 0.05 )

- (注) 1. 資金運用収支=資金運用収益-(資金調達費用-金銭の信託運用見合費用) 4. 事業粗利益=資金運用収支+役員取引等収支+その他事業収支  
2. 役員取引等収支=役員取引等収益-役員取引等費用 5. 事業粗利益率=事業粗利益/資金運用勘定平均残高×100  
3. その他事業収支=その他事業収益-その他事業費用

## 資金運用収支の内訳

(単位:百万円、%)

項 目	平成21年度			平成20年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資 金 運 用 勘 定	1,160,015	16,132	1.391	1,177,695	15,789	1.341
うち 預 け 金	643,160	6,645	1.033	706,943	7,731	1.094
うち 有 価 証 券	420,508	6,999	1.665	382,155	6,652	1.741
うち 貸 出 金	95,930	2,482	2.588	88,237	1,401	1.589
資 金 調 達 勘 定	1,151,103	9,263	0.805	1,151,764	10,138	0.880
うち 貯 金・定 積	1,140,150	9,232	0.810	1,142,133	10,075	0.882
うち 譲 渡 性 貯 金	10,879	30	0.280	9,555	62	0.656
うち 借 用 金	—	—	—	—	—	—
経 費	1,870			2,003		
資 金 調 達 原 価 率	—			0.967		
総 資 金 利 ざ や	—			0.424		

- (注) 1. 総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価率  
資金調達原価率=(資金調達費用+経費-金銭の信託運用見合費用) / (資金調達勘定平均残高-金銭の信託運用見合額) × 100  
資金調達費用=貯金利息+譲渡性貯金利息+売現先利息+債券貸借取引支払利息+借入金利息+金利スワップ支払利息+その他支払利息(支払雑利息等)  
資金調達勘定平均残高=貯金+譲渡性貯金+売現先勘定+債券貸借取引受入担保金+借入金+その他(貸付留保金、従業員預り金等)  
2. 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。  
3. 資金調達勘定の「うち貯金・定積」の利息には、支払奨励金が含まれています。  
4. 資金調達勘定計の平均残高及び利息は金銭の信託運用見合額及び金銭の信託運用見合費用を控除しています。

## 受取・支払利息の増減額

(単位:百万円)

項 目	平成21年度増減額	平成20年度増減額
受 取 利 息	342	372
うち 預 け 金	△ 1,085	101
うち 有 価 証 券	346	238
うち 貸 出 金	1,080	31
支 払 利 息	△ 875	352
うち 貯 金・定 積	△ 843	356
うち 譲 渡 性 貯 金	△ 32	△ 3
うち 借 用 金	—	—
差 し 引 き	1,217	19

- (注) 1. 増減額は前年度対比です。 3. 支払利息の「うち貯金・定積」には、支払奨励金が含まれています。  
2. 受取利息の「うち預け金」には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。 4. 支払利息計の増減額は金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息の増減額です。

## 貯金に関する指標

### 科目別貯金平均残高

(単位:百万円、%)

種 類	平成21年度	平成20年度	増 減
流動性貯金	26,864 ( 2.3)	27,134 ( 2.4)	△ 270
定期性貯金	1,100,622 ( 95.6)	1,114,829 ( 96.8)	△ 14,207
その他の貯金	12,663 ( 1.1)	168 ( 0.0)	12,495
計	1,140,150 ( 99.1)	1,142,133 ( 99.2)	△ 1,982
譲渡性貯金	10,879 ( 0.9)	9,555 ( 0.8)	1,324
合 計	1,151,030 (100.0)	1,151,688 (100.0)	△ 658

- (注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金  
 2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金  
 3. ( ) 内は構成比です。

### 定期貯金残高

(単位:百万円、%)

種 類	平成21年度	平成20年度	増 減
定期貯金	1,068,652 (100.0)	1,113,714 (100.0)	△ 45,062
うち固定金利定期	1,068,652 (100.0)	1,113,714 (100.0)	△ 45,062
うち変動金利定期	0 ( 0.0)	0 ( 0.0)	0

- (注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金  
 2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金  
 3. ( ) 内は構成比です。

## 貸出金等に関する指標

### 科目別貸出金平均残高

(単位:百万円)

種 類	平成21年度	平成20年度	増 減
手形貸付	1,355	1,337	18
証書貸付	63,412	56,161	7,250
金融機関貸付	28,810	28,601	208
当座貸越	2,349	2,134	214
割引手形	3	3	0
合 計	95,930	88,237	7,693

### 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位:百万円、%)

種 類	平成21年度	平成20年度	増 減
固定金利貸出	31,442 ( 32.4)	29,488 ( 29.9)	1,953
変動金利貸出	65,556 ( 67.6)	69,021 ( 70.1)	△ 3,464
合 計	96,999 (100.0)	98,510 (100.0)	△ 1,511

- (注) ( ) 内は構成比です。

## 貸出金の担保別内訳残高

(単位:百万円)

種 類	平成21年度	平成20年度	増 減
貯金・定期積金等	143	158	△ 15
有 価 証 券	—	—	—
動 産	—	—	—
不 動 産	4,002	5,492	△ 1,490
そ の 他 担 保 物	3,230	173	3,057
小 計	7,375	5,824	1,550
農業信用基金協会保証	41	39	2
そ の 他 保 証	584	428	155
小 計	625	467	158
信 用	88,998	92,218	△ 3,220
合 計	96,999	98,510	△ 1,511

## 債務保証の担保別内訳残高

(単位:百万円)

種 類	平成21年度	平成20年度	増 減
貯金・定期積金等	—	—	—
有 価 証 券	—	—	—
動 産	—	—	—
不 動 産	82	84	△ 2
そ の 他 担 保 物	—	—	—
小 計	82	84	△ 2
信 用	401	455	△ 53
合 計	484	540	△ 55

## 貸出金の使途別内訳残高

(単位:百万円、%)

種 類	平成21年度	平成20年度	増 減
設 備 資 金	6,254 ( 6.4)	5,021 ( 5.1)	1,233
運 転 資 金	90,744 ( 93.6)	93,489 ( 94.9)	△ 2,744
合 計	96,999 (100.0)	98,510 (100.0)	△ 1,511

(注) ( )内は構成比です。

## 貸出金の業種別残高

(単位:百万円、%)

種 類	平成21年度	平成20年度	増 減
農 業	— ( —)	— ( —)	—
林 業	7 ( 0.0)	7 ( 0.0)	—
水 産 業	11 ( 0.0)	13 ( 0.0)	△ 1
製 造 業	12,043 ( 12.4)	10,796 ( 11.0)	1,247
鉱 業	— ( —)	— ( —)	—
建 設 業	1,319 ( 1.4)	1,314 ( 1.3)	5
電気・ガス・熱供給・水道業	— ( —)	— ( —)	—
運 輸 ・ 通 信 業	5,063 ( 5.2)	3,332 ( 3.4)	1,730
卸売・小売業・飲食店	9,943 ( 10.3)	11,199 ( 11.4)	△ 1,255
金 融 ・ 保 険 業	28,851 ( 29.7)	30,078 ( 30.5)	△ 1,227
不 動 産 業	4,516 ( 4.7)	4,718 ( 4.8)	△ 202
サ ー ビ ス 業	13,829 ( 14.3)	13,645 ( 13.9)	184
地 方 公 共 団 体	13,117 ( 13.5)	14,120 ( 14.3)	△ 1,003
そ の 他	8,295 ( 8.6)	9,283 ( 9.4)	△ 987
合 計	96,999 (100.0)	98,510 (100.0)	△ 1,511

(注) ( )内は構成比です。

## 主要な農業関係の貸出金残高

### ①営農類型別

(単位:百万円)

種 類	平成21年度	平成20年度	増 減
農 業	—	—	—
穀 作	—	—	—
野 菜 ・ 園 芸	—	—	—
果樹・樹園農業	—	—	—
工 芸 作 物	—	—	—
養豚・肉牛・酪農	—	—	—
養 鶏 ・ 鶏 卵	—	—	—
養 蚕	—	—	—
そ の 他 農 業	—	—	—
農 業 関 連 団 体 等	100	120	△ 20
合 計	100	120	△ 20

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

## ②資金種別

### 〔貸出金〕

(単位:百万円)

種 類	平成21年度	平成20年度	増 減
プロパー資金	0	0	0
農業制度資金	100	120	△ 20
農業近代化資金	100	120	△ 20
その他制度資金	—	—	—
合 計	100	120	△ 20

- (注) 1. プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。  
 2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。  
 3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

### 〔受託貸付金〕

(単位:百万円)

種 類	平成21年度	平成20年度	増 減
日本政策金融公庫資金	2,584	3,171	△ 586
そ の 他	4	8	△ 3
合 計	2,588	3,179	△ 590

## 受託貸付金残高

(単位:百万円)

種 類	平成21年度	平成20年度	増 減
(株)日本政策金融公庫 農 林 水 産 事 業	2,584	3,171	△ 586
(株)日本政策金融公庫 国 民 生 活 事 業	149	178	△ 28
(独)住宅金融支援機構	17,156	19,748	△ 2,592
(独)福祉医療機構	109	116	△ 6
(独)農業者年金基金	4	8	△ 3
農業改良資金	131	182	△ 51
就農支援資金	63	67	3
合 計	20,198	23,472	△ 3,274

## リスク管理債権の状況

(単位:百万円)

区 分	平成21年度	平成20年度	増 減
破綻先債権額	236	111	△ 125
延滞債権額	1,707	1,843	△ 136
3カ月以上延滞債権額	—	—	—
貸出条件緩和債権額	—	—	—
合 計	1,943	1,954	△ 11

- (注) 1. 破綻先債権  
 元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。  
 2. 延滞債権  
 未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸出金をいいます。  
 3. 3カ月以上延滞債権  
 元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものをいいます。  
 4. 貸出条件緩和債権  
 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

## 金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位:百万円)

債権区分	債権額	保 全 額			
		担 保	保 証	引 当	合 計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	437	188	—	249	437
危険債権	1,553	668	1	802	1,472
要管理債権	—	—	—	—	—
小 計	1,991	857	1	1,051	1,910
正 常 債 権	95,632				
合 計	97,623				

(注) 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。

- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権  
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
- 危険債権  
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
- 要管理債権  
3月以上延滞債権で上記1及び2に該当しないもの及び貸出条件緩和債権をいいます。
- 正常債権  
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

## 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

## 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

区 分	平成21年度					平成20年度				
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	393	387	—	393	387	286	393	—	286	393
個別貸倒引当金	868	1,051	6	862	1,051	782	868	0	781	868
合 計	1,262	1,439	6	1,256	1,439	1,069	1,262	0	1,068	1,262

## 貸出金償却の額

(単位:百万円)

項 目	平成21年度	平成20年度
貸 出 金 償 却 額	—	—

(注) 貸出金償却額は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示することとしておりますが、平成21年度及び平成20年度においては発生していません。

# 有価証券等に関する指標

## 種類別有価証券平均残高

(単位:百万円)

種 類	平成21年度	平成20年度	増 減
国 債	192,049	128,358	63,691
地 方 債	67,743	65,041	2,701
政府保証債	17,511	17,907	△ 396
金 融 債	—	19,053	△ 19,053
短期社債	—	—	—
社 債	98,946	96,431	2,514
株 式	1,980	5,556	△ 3,576
外国証券	36,797	36,128	668
受益証券	5,479	13,678	△ 8,198
投資証券	—	—	—
合 計	420,508	382,155	38,352

## 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

## 有価証券残存期間別残高

(単位:百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
平成21年度								
国 債	—	—	—	—	218,476	9,924	—	228,401
地 方 債	6,576	5,367	8,800	15,940	15,130	—	—	51,815
政府保証債	11,519	—	—	—	—	—	—	11,519
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	4,838	15,616	28,900	8,662	40,699	—	—	98,717
株 式	—	—	—	—	—	—	571	571
外国証券	—	3,252	—	16,902	10,956	—	—	31,111
受益証券	—	774	—	868	838	—	775	3,257
投資証券	—	—	—	—	—	—	—	—
平成20年度								
国 債	—	5,115	2,112	5,317	102,934	30,725	—	146,205
地 方 債	4,870	8,917	12,638	16,034	21,212	—	—	63,674
政府保証債	6,531	11,666	—	—	—	—	—	18,197
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	6,958	11,085	23,875	13,728	42,391	—	—	98,040
株 式	—	—	—	—	—	—	1,865	1,865
外国証券	—	2,074	6,610	8,993	19,126	—	—	36,804
受益証券	—	—	726	778	750	—	3,882	6,137
投資証券	—	—	—	—	—	—	—	—

## 有価証券の時価情報等

### 有価証券の時価情報

(単位:百万円)

区 分	平成21年度			平成20年度		
	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益
売 買 目 的	—	—	—	—	—	—
満期保有目的	68,204	70,264	2,059	68,644	67,172	△ 1,472
そ の 他	357,873	357,190	△ 682	308,734	302,281	△ 6,452
合 計	426,077	427,454	1,376	377,378	369,453	△ 7,924

- (注) 1. 時価は期末日における市場価格等によっています。  
 2. 取得価額は、取得価額又は償却原価によっています。  
 3. 売買目的有価証券については、時価を貸借対照表価額とし、評価損益については当期の損益に含めることとなっていますが、平成21年度及び平成20年度における残高はありません。  
 4. 満期保有目的の債券については、取得価額を貸借対照表価額として計上しています。  
 5. その他有価証券については、時価を貸借対照表価額としています。

### 金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

### デリバティブ取引等

該当する取引はありません。

## 経営諸指標

### 利益率

(単位:%)

項 目	平成21年度	平成20年度	増 減
総資産経常利益率	0.31	0.13	0.18
純資産経常利益率	5.46	2.23	3.23
総資産当期純利益率	0.23	0.13	0.10
純資産当期純利益率	4.18	2.23	1.95

- (注) 1. 総資産経常利益率=経常利益/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100  
 2. 純資産経常利益率=経常利益/純資産勘定平均残高×100  
 3. 総資産当期純利益率=当期剰余金(税引後)/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100  
 4. 純資産当期純利益率=当期剰余金(税引後)/純資産勘定平均残高×100

### 貯貸率・貯証率

(単位:%)

区 分		平成21年度	平成20年度	増 減
貯 貸 率	期 末	8.7	8.5	0.2
	期中平均	8.3	7.7	0.6
貯 証 率	期 末	38.1	32.2	5.9
	期中平均	36.5	33.2	3.3

- (注) 1. 貯貸率(期末)=貸出金残高/貯金残高×100  
 2. 貯貸率(期中平均)=貸出金平均残高/貯金平均残高×100  
 3. 貯証率(期末)=有価証券残高/貯金残高×100  
 4. 貯証率(期中平均)=有価証券平均残高/貯金平均残高×100

## 自己資本の充実の状況（単体）

### 1. 自己資本の状況

#### ◇自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んだ結果、平成22年3月末における自己資本比率は、28.19%となりました。

#### ◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資および後配出資により調達しています。

- 普通出資による資本調達額 230億円（前年度 230億円）
- 後配出資による資本調達額 199億円（前年度 -億円）

当会では、将来的な信用リスクや金利リスクの増加およびオペレーショナル・リスクに備え、安定的な自己資本比率の維持に努めるため、内部留保の増強に努めています。

また、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出規程」および「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。



## (1) 自己資本の構成

(単位:百万円、%)

項 目	平成21年度	平成20年度	項 目	平成21年度	平成20年度
出 資 金	43,011	23,091	他の金融機関の資本調達 手段の意図的な保有相当額	—	—
うち後配出資金	19,920	—			
回 転 出 資 金	—	—	負債性資本調達手段 及びこれに準ずるもの	—	—
再 評 価 積 立 金	3	3			
資 本 準 備 金	—	—	期限付劣後債務及び これに準ずるもの	—	—
利 益 準 備 金	20,555	19,955			
積 立 金	22,490	22,290	非同時決済取引に係る控 除額及び信用リスク削減 手法として用いる保証又は クレジット・デリバティブの 免責額に係る控除額	—	—
特別積立金	22,490	22,290			
次期繰越剰余金	1,395	1,323			
処分未済持分	—	—			
その他有価証券の評価差損	—	—	基本的項目からの控除分を 除く、自己資本控除とされる 証券化エクスポージャー 及び信用補完機能を持つ I/Oストリップス  (告示第223条を準用する場合を含む。)	—	—
営業権相当額	—	—			
企業結合により計上される 無形固定資産相当額	—	—			
証券化取引により増加した 自己資本に相当する額	—	—	控 除 項 目 不 算 入 額	—	—
基本的項目計(A)	87,456	66,664	控除項目計(D)	—	—
			自己資本額(C-D)(E)	89,439	68,684
土地の再評価額と再評 価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	—	—	資産(オン・バランス)項目	305,139	318,179
一般貸倒引当金	387	393	オフ・バランス取引等項目	485	745
相互援助積立金	1,869	1,626	オペレーショナル・リスク相 当額を8%で除して得た額	11,646	11,393
負債性資本調達手段等	—	—	リスク・アセット等計(F)	317,271	330,317
負債性資本調達手段	—	—			
期限付劣後債務	—	—			
補完的項目不算入額	△ 273	—	Tier1比率(A/F)	27.56	20.18
補完的項目計(B)	1,982	2,020			
			自己資本比率(E/F)	28.19	20.79
自己資本総額(A+B)(C)	89,439	68,684			

- (注) 1. 農協法第11条の2の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。なお、当会は国内基準を採用しています。
2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。  
基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。  
なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。
3. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の特例を定める告示(平成20年金融庁・農水省告示第22号)」に基づき基本的項目から、その他有価証券評価差損を控除していないため、「その他有価証券の評価差損」は「—」(ハイフン)で記載しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額および区分ごとの内訳

(単位:百万円)

項 目	平成21年度			平成20年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
我が国の中央政府及び 中央銀行向け	227,871	—	—	146,297	—	—
我が国の地方公共団体向け	64,551	—	—	77,323	—	—
地方公共団体金融機関及び 我が国の政府関係機関向け	24,362	1,289	51	33,390	1,599	63
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び 第一種金融商品取引業者向け	675,965	156,868	6,274	728,660	167,466	6,698
法人等向け	128,805	79,477	3,179	127,410	75,712	3,028
中小企業等向け及び 個人向け	167	123	4	132	95	3
抵当権付住宅ローン	248	86	3	295	103	4
不動産取得等事業向け	1,295	744	29	1,457	1,065	42
三月以上延滞等	336	62	2	185	43	1
信用保証協会等 による保証付	44	4	0	48	4	0
出 資 等	62,922	62,922	2,516	67,087	67,087	2,683
複数の資産を裏付とする資産 (所謂ファンド)のうち、個々の 資産の把握が困難な資産	—	—	—	—	—	—
証 券 化	—	—	—	—	—	—
上 記 以 外	31,974	4,044	161	39,249	5,747	229
エクスポージャー別計	1,218,546	305,624	12,224	1,221,538	318,924	12,756
オペレーショナル・リスクに 対する所要自己資本の額 (基礎的手法)	オペレーショナル・ リスク相当額を8% で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	オペレーショナル・ リスク相当額を8% で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4%		
	11,646	465	11,393	455		
所要自己資本額	リスク・アセット等 (分母)計 a	所要自己資本額 b = a × 4%	リスク・アセット等 (分母)計 a	所要自己資本額 b = a × 4%		
	317,271	12,690	330,317	13,212		

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類毎に記載しています。  
 2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。  
 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。  
 4. 「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。  
 5. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。  
 6. オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。  
 (オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法 (基礎的手法))  

$$\frac{\text{粗利益 (正の値の場合に限る)} \times 15\% \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

## 2. 信用リスクに関する事項

### ◇リスク管理の方針および手続の概要

- 信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む）の価値が減少ないし消滅し、当社が損失を被るリスクのことです。  
 当社では、信用リスクを、収益発生を意図し能動的に取得するリスクのひとつとして位置づけたうえで、「リスクマネジメント基本方針」・「リスクマネジメント規程」等に基づき、適切に管理を行っています。  
 与信審査については、二審制を採用するなか、内部格付制度の採用、大口与信先等に対する信用状況モニタリングの実施などを行っています。また、貸出金および有価証券について、格付別信用供与限度額の設定・管理を実施し、デフォルト等に伴う損失を一定限度に抑えることにより、適正なリターン確保が図れる態勢としています。
- 自己査定についても二審制を採用しており、「内部格付要領」・「自己査定規程」等に基づく格付審査や分類債権の判定を行うとともに、「経理規程」および「資産の償却および引当規程」に基づく適正な貸倒引当金の計上を実施しています。具体的には前記、注記表（P34）に記載しています。

### ◇標準的手法に関する事項

当社では、自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額について、告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイト（注）の判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

（注）「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

- ① リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

- ② リスク・ウェイトの判定に当たり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー（長期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー（短期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）および三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

項目	平成21年度					平成20年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
国 内	1,184,036	98,089	388,169	—	336	1,181,687	99,784	325,246	—	185
国 外	34,509	—	31,257	—	—	39,851	—	36,854	—	—
地域別残高計	1,218,546	98,089	419,427	—	336	1,221,538	99,784	362,100	—	185
法人	農 業	273	273	—	—	306	306	—	—	—
	林 業	7	7	—	—	7	7	—	—	—
	水 産 業	11	11	—	—	11	13	—	—	13
	製 造 業	40,881	12,068	28,463	—	—	38,807	11,087	26,334	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建 設 ・ 不 動 産 業	16,343	5,844	10,452	—	224	16,351	6,043	10,261	—
	電 気 ・ ガス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	3,994	—	3,994	—	—	4,506	—	4,506	—
	運 輸 ・ 通 信 業	20,252	5,067	14,964	—	—	21,159	3,338	17,447	—
	金 融 ・ 保 険 業	767,923	36,017	37,968	—	—	826,986	38,190	42,786	—
	卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 ・ サ ー ビ ス 業	44,655	24,286	20,173	—	33	47,141	25,158	21,725	—
	日本国政府・地方公共団体	292,423	13,117	279,296	—	—	223,621	14,120	209,328	—
上 記 以 外	27,464	—	24,114	—	—	36,597	—	29,710	—	
個 人	1,437	1,393	—	—	66	1,564	1,518	—	—	73
そ の 他	2,878	—	—	—	—	4,473	—	—	—	—
業種別残高計	1,218,546	98,089	419,427	—	336	1,221,538	99,784	362,100	—	185
1 年 以 下	666,057	12,597	22,819	—	—	706,127	4,760	18,211	—	—
1 年 超 3 年 以 下	30,291	10,088	19,428	—	—	48,982	11,376	37,605	—	—
3 年 超 5 年 以 下	60,628	20,881	39,747	—	—	57,331	20,093	37,739	—	—
5 年 超 7 年 以 下	53,744	15,297	37,577	—	—	68,721	23,352	45,590	—	—
7 年 超 10 年 以 下	294,756	5,520	288,397	—	—	197,176	8,730	187,695	—	—
10 年 超	44,251	32,796	11,455	—	—	64,154	28,896	35,257	—	—
期限の定めのないもの	68,816	908	—	—	—	79,045	2,574	—	—	—
残存期間別残高計	1,218,546	98,089	419,427	—	—	1,221,538	99,784	362,100	—	—

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、派生商品取引によるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。  
 2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。  
 3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。  
 4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。  
 5. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

(2) 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

a 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

項目	平成21年度					平成20年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	393	387	—	393	387	286	393	—	286	393
個別貸倒引当金	868	1,051	6	862	1,051	782	868	0	781	868
合 計	1,262	1,439	6	1,256	1,439	1,069	1,262	0	1,068	1,262

**b 地域別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額**

当会では国外への貸出を行っていないため、地域別(国内・国外)の開示を省略しています。

**c 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額**

(単位:百万円)

項 目	平成21年度						平成20年度						
	個別貸倒引当金					貸出金償却	個別貸倒引当金					貸出金償却	
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高		
目的使用			その他	目的使用		その他							
法人	農 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製 造 業	—	—	—	—	—	—	229	—	—	229	—	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	750	964	—	750	964	—	442	750	—	442	750	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	11	0	—	11	0	—	25	11	—	25	11	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	54	33	—	54	33	—	47	54	—	47	54	—
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	52	52	6	46	52	—	37	52	0	36	52	—	
業種別計	868	1,051	6	862	1,051	—	782	868	0	781	868	—	

(注) 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

**(3) リスク・ウェイト区分ごとの信用リスク削減効果勘案後の残高及び自己資本控除額**

(単位:百万円)

項 目	平成21年度			平成20年度			
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計	
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	—	330,697	330,697	—	273,870	273,870
	10%	—	12,936	12,936	—	16,038	16,038
	20%	15,832	650,475	666,308	16,231	703,210	719,441
	35%	—	248	248	—	294	294
	50%	72,509	318	72,827	75,335	165	75,501
	75%	—	163	163	—	126	126
	100%	28,437	106,910	135,347	25,422	110,815	136,238
	150%	—	17	17	—	26	26
	その他	—	—	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—	—	—	
合 計	116,779	1,101,767	1,218,546	116,989	1,104,548	1,221,538	

(注) 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみを使用しています。

### 3. 信用リスク削減手法に関する事項

#### ◇信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

##### ○信用リスク削減手法 ～自己資本比率算出における取扱い～

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出規程」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「貸出金と当会貯金の相殺」、「保証」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当会では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

貸出金と当会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と当会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と当会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③当会貯金が継続されないリスクが、監視および管理されていること、④貸出金と当会貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と当会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で適格格付機関がA-またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

##### ○内部管理における信用リスク削減手法

###### • 担保に関する評価、管理の方法および手続の概要

担保に関する評価および管理は、「貸出業務取扱要領」、「不動産担保事務の手引き」、「担保評価基準細目」ならびに「自己査定規程」等に基づき、定期的に担保確認および評価の見直しを行なっています。

###### • 主要な担保の種類

主要な担保の種類は当会貯金、不動産です。

## 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

項目	平成21年度			平成20年度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関向け	—	11,469	—	—	17,399	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	93	14	—	105	553	—
中小企業等向け及び個人向け	—	0	—	—	0	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	—	—	—	—	—
合計	93	11,484	—	105	17,953	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。  
 2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。  
 3. 「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。  
 4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。  
 5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

## 4. 派生商品取引および長期決済期間取引のリスクに関する事項

### ◇派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格(現在価値)が他の証券・商品(原資産)の価格に依存して決定される金融商品(先物、オプション、スワップ等)にかかる取引です。「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡し又は決済を行う取引であって、約定日から受渡日(決済日)までの期間が5営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払いを行う取引です。

当会では、ヘッジ目的の派生商品取引は「余裕金運用規程」に定める範囲内で理事会において限度枠を設定するとともに、機動的運用については「リスクリミット方針」および「余裕金運用事務取扱要領」に基づき限度枠等を設定し管理しています。また、「決算事務細則」・「時価算定要領」に基づき、適切に評価・管理しています。

なお、平成21年3月末時点、平成22年3月末時点における派生商品取引および長期決済期間取引はありません。

**(1) 派生商品取引および長期決済期間取引の内訳**

該当する取引はありません。

**(2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ**

該当する取引はありません。

**(3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いられているクレジット・デリバティブ**

該当する取引はありません。

**5. 証券化エクスポージャーに関する事項****◇リスク管理の方針および手続の概要**

「証券化エクスポージャー」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造の関係にある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

当会において、平成21年3月末時点、平成22年3月末時点における証券化取引の該当はありませんが、証券化を行う場合および取得、管理する場合の方針・手続等は以下のとおりです。

**◇信用リスク・アセットの額算出方法の名称**

証券化エクスポージャーにかかる信用リスク・アセット額の算出については、「自己資本比率算出規程」において標準的手法を採用し、外部格付による算出、裏付資産による算出のいずれかにより算出します。

**◇証券化取引に関する会計方針**

証券化取引については、「金融商品に関する会計基準」および「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行います。

**◇証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称**

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク(Moody's)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

**(1) 当会がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項**

該当する取引はありません。

**(2) 当会が投資家である証券化エクスポージャーに関する事項**

該当する取引はありません。

## 6. オペレーショナル・リスクに関する事項

### ◇リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。

当会では、オペレーショナル・リスクを事務リスクとシステムリスクに大別し、以下の内容により対策を講じています。

- 事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより当会が損失を被るリスクをいいます。  
当会では、各部署における各種規程、要領、事務手続およびコンプライアンス・マニュアル等の遵守による堅確性の維持および内部監査・部門間牽制機能の発揮等を通じて内部牽制を強化することにより事故等の未然防止に努めています。
- システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い当会が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより当会が損失を被るリスクをいいます。  
当会では、保有する情報資産（情報および情報システム）の安全対策にかかる基本方針（セキュリティポリシー）を明確化したうえ、情報セキュリティに関する役職員の意識の徹底を図るほか、入退出管理の強化、コンピュータウイルス対策、不正アクセスの防止など、ソフト・ハード両面から、システム運営にかかる安全対策を総合的に講じています。  
また、事務委託先である当会子会社のシステム運営状況、自主点検内容等の検証を通じて、当社のシステムリスク管理態勢のチェックを行い、県域システム等の障害発生の未然防止に努めています。

### ◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

- 当会では、自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、「基礎的手法」を採用しています。
- 基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。  
なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用および金銭の信託運用費用を加算して算出します。

## 7. 出資等エクスポージャーに関する事項

### ◇出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

「出資等エクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定および外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものです。

当会では、出資等エクスポージャーに関し、信用の供与等の限度額管理を行なうとともに、「決算事務細則」・「時価算定要領」に基づき、適切に評価・管理しています。

- 有価証券勘定の株式  
有価証券勘定の株式については、上記の評価・管理と併せて、市場リスクの枠組みの中で「リスクマネジメント規程」に基づき、運用・調達資産取引を対象としたバンキング業務と、そのうち有価証券の期間収益確保を目的としたトレーディング業務について、それぞれリスクリミット枠の設定を行い、日々モニタリングを行っています。  
さらに、「リスクリミット方針」により株式を含む有価証券並びに貸出金について、格付別信用供与限度額を定め管理しています。
- 外部出資勘定の株式又は出資  
外部出資勘定の株式又は出資については、上記の評価・管理と併せて、年に1回、取引先の財務状況について確認を行い、適切な管理に努めています。

(1) 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額および時価

(単位:百万円)

項目	平成21年度		平成20年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	571	571	1,865	1,865
非上場	62,351	62,351	62,370	62,370
合計	62,922	62,922	64,235	64,235

(2) 出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益

(単位:百万円)

平成21年度			平成20年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
6	719	—	41	2,158	—

(3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額  
(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位:百万円)

平成21年度		平成20年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	72	—	1,014

(4) 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額  
(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位:百万円)

平成21年度		平成20年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

## 8. 金利リスクに関する事項

### ◇リスク管理の方針および手続の概要

「金利リスク」とは、市場リスクのひとつで、保有する資産と負債のうち貸出金、有価証券、貯金等が市場金利の変動に伴い損失を被るリスクのことをいいます。また、金利リスクは、資産と負債の期間ミスマッチにより発生します。

当会の資産と負債の特徴は、資産の運用期間が短期から長期にわたることに対し、負債の調達期間は1年以内の貯金が大半を占めています。この期間のミスマッチをコントロールすることにより、金利リスクを一定範囲に抑えた効率的なポートフォリオを構築し、安定的な収益の確保に努めています。

金利リスクの管理手続は、リスクマネジメント規程において市場リスクに統合して行うこととし、理事会において承認された範囲内において資金を運用し、リスク量はリスクマネジメント委員会において審議のうえ定めるリスクリミット方針により管理しています。

また、リスク資産に対して一定の負荷をかけたストレステストを行い、財務の充実度を評価するとともに、金利予測に基づく収支シミュレーションにより、運用方針の策定やリスク削減手法等の検討を行っています。

### ◇金利リスクの算定方法の概要

全体の金利リスク量の算定は、VaR（注1）により計測し、評価損益等とあわせて把握・評価を行っています。また、有価証券の金利リスク量については、VaRに加えてBPV（注2）により把握・評価を行っています。

（注1）VaR（バリュー・アット・リスク）

価格が変動する資産や負債を過去の価格変化のデータに基づき、統計的な手法を用いて考えられる最大の損失額を計測する手法のことです。例えば、過去5年間の金利変動をもとに、最大いくらの損失が発生するかを計測し、その金額がリスク量となります。その計測方法は、分散共分散法により信頼区間99.0%、保有期間120日を採用しています。

（注2）BPV（ベシス・ポイント・バリュー）

金利変動によって価値が変動する資産や負債のリスク量を計測する手法のことです。例えば、金利が100BP（1%）上昇したときに、債券の価格がどの程度変化するかを計測し、その価値の変化額がリスク量となります。

### 内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減

（単位：百万円）

	平成21年度	平成20年度
内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減額	12,495	13,671

（注）内部管理で使用している市場統合VaRのうち、金利リスクにかかるVaR値を記載しています。

# 連結情報

## グループの概況

平成22年3月31日現在

【名 称】 愛媛県信用農業協同組合連合会  
【業務内容】 貯金業務、融資業務、為替業務等

【名 称】 株式会社 愛媛県農協電算センター  
【業務内容】 電算業務および電算業務に附帯する業務

※平成22年4月1日より株式会社JAえひめ総合情報センターとなっております。

## 子会社等の状況

平成22年3月31日現在

会社名	業務内容	所在地	設立年月日	資本金 又は 出資金	当会の 議決権比率	当会及び他 の子会社の 議決権比率
株式会社 愛媛県農協 電算センター	電算業務および 電算業務に附帯 する業務	松山市土居田町 31番地1	昭和52年 2月8日	100百万円	60%	60%

## 事業の概況

当会および子会社の事業概況は以下のとおりです。

### ○愛媛県信用農業協同組合連合会（信用事業）～親会社

当会は農業協同組合法に基づき、JAや農業者をはじめ企業や地方公共団体等の事業に必要な資金の貸付や、県下JA、関係団体等から貯金や定期積金の受入を行っています。

また、この他に振込・代金取立等を行う為替業務や、JA信用事業の機能・サービスの拡充・強化の支援を行う金融推進業務、公金取扱業務、株式会社日本政策金融公庫資金をはじめとする制度資金を取扱う受託業務等を行っています。

平成21年度の主要勘定は、貯金を主とする負債については1兆1,325億円、貸出金、預金・有価証券等余裕金を主とする資産については1兆2,215億円、出資金および剰余金等の純資産については889億円となっています。

### ○株式会社愛媛県農協電算センター（電算処理）～子会社

当社は当会および県下JAの信用事業に係る電算処理等を主な業務としています。

平成21年度においては、システムの安定稼働と情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の維持管理および平成23年5月のJASTEM次期システム移行に向けた県域システム・ネットワークシステム等の整備を重点事項として取り組みました。

また、JA総合情報センター化構想の実現に向けた組織統合について、JA代表および信連・中央会とプロジェクト会議等にて検討を行い、12月に「センター統合の基本的な考え方」の方針が組織決定され、その方針に基づき平成22年4月1日の組織統合に向け、商号・目的・取締役任期等に係る定款変更および第三者割当増資等の作業に取り組みました。

## 最近5年間の連結ベースの主要な経営指標

(単位:百万円、%)

項 目	平成21年度	平成20年度	平成19年度	平成18年度	平成17年度
連結経常収益	20,593	21,683	20,236	16,762	14,258
連結経常利益	3,783	1,341	3,051	3,894	3,460
連結当期剰余金	2,889	1,432	2,924	3,168	2,936
連結資本額					63,074
連結純資産額	89,241	64,190	68,396	69,592	
連結総資産額	1,221,903	1,222,940	1,230,482	1,225,448	1,184,502
連結自己資本比率(旧基準)					21.17
連結自己資本比率(新基準)	28.14	20.76	21.46	22.58	

- (注) 1. 「農業協同組合法施行規則」(平成17年農林水産省令27号)別紙様式が「農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令」(農林水産省令41号・平成18年4月28日)により改正され、平成18年5月1日から施行されたことに伴い、従来の「資本の部」が平成18年度から「純資産の部」に改正されたことから、「資本額」と「純資産額」を区分して記載しています。
2. 自己資本比率算出基準が改正され、平成18年度から新基準(「農協法第11条の2の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準」金融庁・農林水産省告示第2号・平成18年3月28日)に基づき算出しています。



(株)JAえひめ総合情報センター

## 連結貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	平成21年度 (平成22年3月31日)	平成20年度 (平成21年3月31日)	科 目	平成21年度 (平成22年3月31日)	平成20年度 (平成21年3月31日)
(資産の部)			(負債の部)		
現金	1,223	1,365	貯蓄金	1,114,798	1,151,101
預け金	630,061	682,030	譲渡性貯蓄金	3,005	956
有価証券	425,395	370,925	代理業務勘定	2	21
貸出金	96,999	98,510	その他負債	10,873	2,967
その他資産	3,813	3,912	諸引当金	3,496	3,163
有形固定資産	2,307	2,156	債務保証	484	540
建物	890	—	負債の部 合計	1,132,661	1,158,750
土地	1,364	—	(純資産の部)		
建設仮勘定	1	—	出資金	43,011	23,091
その他の有形固定資産	52	—	利益剰余金	46,608	45,508
無形固定資産	24	36	子会社の所有する 親連合会出資金	△ 49	△ 49
ソフトウェア	11	—	会員資本合計	89,570	68,550
その他の無形固定資産	12	—	その他有価証券評価差額金	△ 477	△ 4,496
外部出資	62,291	62,310	評価・換算差額等	△ 477	△ 4,496
繰延税金資産	741	2,415	少数株主持分	148	136
債務保証見返	484	540	純資産の部 合計	89,241	64,190
貸倒引当金	△ 1,439	△ 1,262	負債及び純資産の部 合計	1,221,903	1,222,940
資産の部 合計	1,221,903	1,222,940			

## 連結損益計算書

(単位:百万円)

科 目	平成21年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	平成20年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
経常収益	20,593	21,683
資金運用収益	16,132	15,789
役員取引等収益	1,525	1,572
その他事業収益	2,883	4,168
その他経常収益	51	152
経常費用	16,810	20,341
資金調達費用	9,263	10,138
役員取引等費用	867	952
その他事業費用	1,048	1,538
経常費用	2,457	2,646
その他経常費用	3,173	5,066
経常利益	3,783	1,341
特別利益	2	11
特別損失	11	0
税引前当期利益	3,774	1,352
法人税、住民税及び事業税	950	88
法人税等調整額	△ 77	△ 80
少数株主利益(損失)	11	△ 87
当期剰余金	2,889	1,432

## 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

科 目	平成21年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	平成20年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
<b>I 事業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期利益	3,774	1,352
減価償却費	75	78
貸倒引当金の増加額	177	193
退職給付引当金の増加額	65	△ 35
その他の引当金・積立金の増加額	266	52
資金運用収益	△ 16,132	△ 15,789
資金調達費用	9,263	10,138
有価証券関係損益	541	2,116
外部出資関係損益	△ 1	—
固定資産処分損益	6	0
貸出金の純増減	1,511	△ 16,063
預け金の純増減	83,000	69,000
貯金の純増減	△ 34,253	△ 2,940
事業分量配当金の支払額	△ 1,103	△ 1,117
その他	109	△ 258
資金運用による収入	16,473	15,995
資金調達による支出	△ 10,098	△ 10,313
小 計	53,676	52,408
法人税等の支払額	△ 57	△ 327
事業活動によるキャッシュ・フロー	53,619	52,080
<b>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	△ 246,602	△ 238,089
有価証券の売却による収入	183,865	175,135
有価証券の償還による収入	20,927	58,830
固定資産の取得による支出	△ 175	△ 20
外部出資の増加による支出	—	△ 16,179
外部出資の売却等による収入	20	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 41,964	△ 20,323
<b>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
出資の増額による収入	19,920	—
出資配当金の支払額	△ 686	△ 664
財務活動によるキャッシュ・フロー	19,233	△ 664
<b>IV 現金及び現金同等物に係る換算差額</b>	—	—
<b>V 現金及び現金同等物の増加額</b>	30,888	31,092
<b>VI 現金及び現金同等物の期首残高</b>	60,425	29,332
<b>VII 現金及び現金同等物の期末残高</b>	91,313	60,425

## 連結注記表

平成21年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

<p>(1) 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記</p>	<p>① 連結の範囲に関する事項</p> <p>a. 連結される子会社は、株式会社愛媛県農協電算センター1社です。</p> <p>b. 非連結の子会社はありません。</p> <p>② 持分法の適用に関する事項</p> <p>持分法適用の関連法人及び持分法非適用の関連法人はありません。</p> <p>③ 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項</p> <p>連結される子会社の決算は、3月末です。</p> <p>連結される子会社は、決算日の財務諸表により連結しています。</p> <p>④ のれんの償却に関する事項</p> <p>のれんについては、全額償却しています。</p> <p>⑤ 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項</p> <p>連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しています。</p> <p>⑥ 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲</p> <p>a. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金です。</p> <p>b. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表科目別の内訳</p> <p>現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりです。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2">平成22年3月31日</td> </tr> <tr> <td>現金及び預け金勘定</td> <td style="text-align: right;">631,284 百万円</td> </tr> <tr> <td>別段預け金、定期預け金、譲渡性預け金</td> <td style="text-align: right;">△ 539,971 〃</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;">91,313 〃</td> </tr> </table>	平成22年3月31日		現金及び預け金勘定	631,284 百万円	別段預け金、定期預け金、譲渡性預け金	△ 539,971 〃	現金及び現金同等物	91,313 〃
平成22年3月31日									
現金及び預け金勘定	631,284 百万円								
別段預け金、定期預け金、譲渡性預け金	△ 539,971 〃								
現金及び現金同等物	91,313 〃								
<p>(2) 重要な会計方針に係る事項に関する注記</p>	<p>① 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。また、取引はあるが期末に残高がない科目は「－」で表示しています。</p> <p>② 有価証券（外部出資勘定の株式を含む。）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・売買目的の有価証券…時価法（売却原価は移動平均法により算定）</li> <li>・満期保有目的の債券…定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）</li> <li>・子会社・子法人等株式及び関連法人等株式…原価法（売却原価は移動平均法により算定）</li> <li>・その他有価証券             <ul style="list-style-type: none"> <li>時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）</li> <li>時価を把握することが極めて困難と認められるもの…原価法（売却原価は移動平均法により算定）</li> </ul> </li> </ul> <p>なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。</p> <p>③ 有形固定資産（リース資産を除く。）の減価償却は、それぞれ次の方法により行い資産から直接減額して計上しています。</p> <p>建 物 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しています。なお、主な耐用年数は3年～50年です。</p> <p>動 産 定率法を採用しています。なお、主な耐用年数は4年～15年です。</p> <p>④ 無形固定資産（リース資産を除く。）の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しています。</p> <p>⑤ 連結される子会社の固定資産については、税法の定める方法により償却しています。</p> <p>⑥ 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。</p> <p>⑦ 引当金の計上方法</p> <p>a. 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、「経理規程」に則り、次のとおり計上しています。</p> <p>正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額と税法基準に基づき算定した繰入限度額とを比較し、いずれか多い額（当期は貸倒実績率を採用）を引き当てています。</p> <p>破綻懸念先債権に相当する債権については、元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを見積もり、当該キャッシュ・フローを当会の貸出シェアで按分した金額等と債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。</p> <p>破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。</p> <p>また、子会社の貸倒引当金は「経理規程」に基づいて計上しています。</p> <p>b. 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金については、職員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。</p> <p>c. 役員退職慰労引当金</p> <p>役員退職慰労引当金については、「役員退任給与金引当規程」に基づき、当連結会計年度末における要支給額を計上しています。また、子会社の役員退任慰労引当金は、「役員退任慰労引当金規程」に基づき、当連結会計年度末における要支給額を計上しています。</p> <p>d. 賞与引当金</p> <p>賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち当連結会計年度に帰属する額を計上しています。</p>								

(3) 連結貸借対照表に関する注記

- ⑧ 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっています。
- ⑨ 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上してあります。
- ⑩ 「農業協同組合法施行規則」（平成17年農林水産省令第27号）別紙様式が「農業協同組合法施行規則等の一部を改正する省令」（農林水産省令第18号平成22年3月17日）により改正され、平成22年3月17日から施行されたことに伴い、連結貸借対照表における固定資産の表示について、有形固定資産、無形固定資産とも内訳表示してあります。

- ① 有形固定資産の減価償却累計額は、1,859百万円です。
- ② 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として自動車、パソコン、ネットワーク通信機器、無停電装置及びその他業務用機器があり、未経過リース料連結会計年度末残高相当額は次のとおりです。

	1年以内	1年超	合計
所有権移転外ファイナンス・リース	125 百万円	51 百万円	176 百万円
オペレーティング・リース	1 〃	13 〃	15 〃

- ③ 先物取引証拠金の代用として有価証券4,000百万円を、愛媛県指定金融機関に対し指定代理金融機関事務取扱いの担保として預金30百万円を差し入れています。
- ④ 経営管理委員、理事及び監事との間の取引による金銭債権はありません。
- ⑤ 経営管理委員、理事及び監事との間の取引による金銭債務はありません。
- ⑥ 貸出金のうち、破綻先債権額は236百万円、延滞債権額は1,707百万円です。  
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。  
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
- ⑦ 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額ははありません。  
 なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
- ⑧ 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額ははありません。  
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。
- ⑨ 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,943百万円です。なお、⑥から⑨に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
- ⑩ 割引手形は、業種別監査委員会報告第24号に基づき、金融取引として処理しています。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有していますが、残高はありません。
- ⑪ 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は59,917百万円です。
- ⑫ 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約貸出金27,243百万円が含まれています。

(4) 連結損益計算書に関する注記

- ① 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した結果、残高はありません。相殺した金額は6百万円です。

(5) 金融商品に関する注記

- ① 金融商品に対する取組方針  
 当会は、愛媛県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営している相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。  
 JAは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。  
 当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。  
 また、残った資金は農林中金に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式の有価証券による運用を行っています。
- ② 金融商品の内容及びそのリスク  
 当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先（及び個人）に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。  
 また、有価証券は、株式、債券、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的（その他目的）で保有しています。  
 これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、為替の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。
- ③ 金融商品に係るリスク管理体制  
 a. 信用リスクの管理  
 当会は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理（内部格付）、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しています。  
 これらの与信管理は、融資営業部及び農業金融部において行われ、また、定期的に経営陣によるリスクマネジメント委員会や理事会を開催し、報告を行っています。さらに、与信管理の状況については、リスク管理室がチェックしています。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、余裕金運用規程に従い運用限度額を理事会において決定し、リスク管理室において、信用情報や時価の把握を定期的に行い管理しています。

b. 市場リスクの管理

ア. 金利リスクの管理

当会は、リスクリミット方針及びALMにおいて、金利の変動リスクを管理しています。

リスクリミット方針及びALMについては、理事会において決定したリスクマネジメント規程にリスク管理方法や手続等を明記しており、リスクマネジメント委員会においてリスクリミット方針を決定するとともに、金利変動リスクの把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

具体的には、リスク管理室において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事、監事に報告しています。

イ. 為替リスクの管理

当会は、為替の変動リスクに関して、余裕金運用規程に従い運用限度額を理事会において決定するとともに、内外金利差を考慮のうえ通貨の分散等を行い管理しています。日常的には、個別銘柄毎にモニタリングを行っています。

ウ. 価格変動リスクの管理

当会は、市場価格の変動リスクに関して、余裕金運用規程に従い運用限度額を理事会において決定し管理しています。

日常的には、個別銘柄毎にモニタリングを行っています。

総務部で保有している外部出資は、業務上事業推進目的で保有しているものであり、財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報はリスク管理室を通じ、理事会及びリスクマネジメント委員会において定期的に報告しています。

エ. デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、余裕金運用規程に従い運用限度額を理事会において決定するとともに、ロスカットルールを定めて管理しています。

また、取引の執行、事務管理、リスク管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制体制を確立するとともに、リスクリミット方針に基づきリスク管理しています。

c. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、農林中金への預け金の調整を通じて資金流動性を確保しています。また、市場流動性を勘案した運用商品を選定し流動性を確保するとともに、調達・運用の期間バランス調整を行い、流動性リスクを管理しています。

④ 金融商品の時価に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む。）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む。）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なる場合もあります。

⑤ 金融商品の連結貸借対照表計上額及び時価等

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず⑦に記載しています。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
預け金	630,061 百万円	628,964 百万円	△1,096 百万円
有価証券	425,395 〃	427,454 〃	2,059 〃
満期保有目的の債券	68,204 〃	70,264 〃	2,059 〃
その他有価証券	357,190 〃	357,190 〃	— 〃
貸出金	97,464 〃		
貸倒引当金	△ 1,399 〃		
貸倒引当金控除後	96,065 〃	96,641 百万円	576 百万円
資産計	1,151,521 〃	1,153,060 〃	1,538 〃
貯金	1,117,804 〃	1,115,438 〃	△ 2,366 〃
負債計	1,117,804 〃	1,115,438 〃	△ 2,366 〃

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

2. 貸出金には、連結貸借対照表上その他資産に計上している従業員貸付金465百万円を含めています。

3. 貯金には、連結貸借対照表上の譲渡性貯金3,005百万円を含めています。

⑥ 金融商品の時価の算定方法

【資産】

a. 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によります。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b. 有価証券

有価証券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格により算定しています。

c. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によります。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

a. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。

- また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。
- ⑦ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは⑤の金融商品の時価情報には含まれていません。

	連結貸借対照表計上額
外部出資	62,291 百万円
合計	62,291 〃

- ⑧ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預け金	630,061 百万円	— 百万円	— 百万円	— 百万円	— 百万円	— 百万円
有価証券	22,935 〃	9,456 〃	15,554 〃	22,978 〃	14,722 〃	338,401 〃
満期保有目的の債券	208 〃	1,350 〃	3,350 〃	— 〃	5,278 〃	58,017 〃
その他有価証券のうち満期があるもの	22,726 〃	8,106 〃	12,204 〃	22,978 〃	9,443 〃	280,383 〃
貸出金	16,399 〃	7,380 〃	7,844 〃	11,144 〃	8,322 〃	45,620 〃
合計	669,395 〃	16,837 〃	23,398 〃	34,122 〃	23,045 〃	384,021 〃

(注) 1. 貸出金のうち、連結貸借対照表上の当座貸越 2,372百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後付ローン 27,243百万円については「5年超」に含めています。

2. 貸出金のうち、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 287百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

- ⑨ 有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金	1,114,538 百万円	139 百万円	79 百万円	6 百万円	13 百万円	— 百万円
譲渡性貯金	3,005 〃	— 〃	— 〃	— 〃	— 〃	— 〃
合計	1,117,543 〃	139 〃	79 〃	6 〃	13 〃	— 〃

(注) 1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

2. 貯金のうち、連結貸借対照表上の定期積金 20百万円については含めていません。

(6) 有価証券に関する注記

- ① 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。

a. 売買目的有価証券はありません。

b. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

		連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	29,188 百万円	30,364 百万円	1,175 百万円
	社 債	32,321 〃	33,500 〃	1,179 〃
	小 計	61,510 〃	63,865 〃	2,354 〃
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	社 債	2,697 百万円	2,530 百万円	△ 166 百万円
	その他	3,997 〃	3,868 〃	△ 128 〃
	小 計	6,694 〃	6,399 〃	△ 295 〃
合 計		68,204 〃	70,264 〃	2,059 〃

c. その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得価額又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

		取得価額又は償却原価	連結貸借対照表計上額	評価差額
連結貸借対照表計上額が取得価額又は償却原価を超えるもの	債券	228,233 百万円	231,709 百万円	3,476 百万円
	国債	135,930 〃	137,041 〃	1,110 〃
	地方債	16,882 〃	17,280 〃	398 〃
	社債	56,056 〃	57,741 〃	1,685 〃
	その他	19,363 〃	19,645 〃	282 〃
小 計	228,233 〃	231,709 〃	3,476 〃	
連結貸借対照表計上額が取得価額又は償却原価を超えないもの	株式	644 百万円	571 百万円	△ 72 百万円
	債券	125,235 〃	121,651 〃	△ 3,584 〃
	国債	92,537 〃	91,360 〃	△ 1,176 〃
	地方債	5,367 〃	5,345 〃	△ 21 〃
	社債	6,000 〃	5,957 〃	△ 42 〃
	その他	21,331 〃	18,987 〃	△ 2,343 〃
	その他	3,759 〃	3,257 〃	△ 502 〃
小 計	129,639 〃	125,480 〃	△ 4,159 〃	
合 計		357,873 〃	357,190 〃	△ 682 〃

(注) 上記評価差額合計に繰延税金資産 205百万円を加えた金額△477百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

- ② 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(7) 退職給付に関する注記	③ 当連結会計年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。			
		売却額	売却益	売却損
	債券	179,058 百万円	2,873 百万円	714 百万円
	株式	1,523 〃	6 〃	719 〃
	その他	3,604 〃	— 〃	1,988 〃
	合計	184,186 〃	2,880 〃	3,422 〃
	① 退職給付			
	a. 採用している退職給付制度の概要			
	<p>職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。なお、退職給付債務・退職給付費用の計上にあたっては「退職給付に係る会計基準」（平成10年6月16日企業会計審議会）に基づき、簡便法により行っています。</p> <p>また、子会社については、上記の退職一時金制度に加え、全共連との契約に基づく適格退職年金制度を採用しています。</p>			
	b. 退職給付債務及びその内訳			
	退職給付債務	△ 1,670 百万円		
	年金資産	175 〃		
	退職給付引当金	△ 1,494 〃		
	c. 退職給付費用の内訳			
	勤務費用	94 百万円		
退職給付費用	94 〃			
② 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため抛出した特例業務負担金を含めて計上しています。				
<p>なお、当連結会計年度において存続組合に対して抛出した特例業務負担金の額は、12百万円となっています。</p> <p>また、存続組合より示され平成22年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、208百万円となっています。</p>				
(8) 税効果会計に関する注記	① 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等			
	繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。			
	繰延税金資産			
	貸倒引当金超過額	294 百万円		
	退職給付引当金超過額	360 〃		
	外債未収利息	24 〃		
	賞与引当金超過額	24 〃		
	その他有価証券評価差損	205 〃		
	相互援助積立金超過額	579 〃		
	有価証券有税償却	35 〃		
	事業税	57 〃		
	その他	81 〃		
	繰延税金資産小計	1,662 〃		
	評価性引当額	△ 920 〃		
	繰延税金資産合計（A）	741 〃		
	繰延税金負債			
	その他有価証券評価差額金	— 百万円		
	その他	— 〃		
	繰延税金負債合計（B）	— 〃		
	繰延税金資産の純額（A）＋（B）	741 〃		
	② 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因			
	法定実効税率		31.6 %	
	（調整）			
	交際費等永久に損金に算入されない項目		0.2 %	
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目		△ 0.1 〃	
事業分量配当金		△ 10.9 〃		
その他		2.3 〃		
税効果会計適用後の法人税の負担率		23.1 〃		

## 連結注記表

平成20年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

<p>(1) 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記</p>	<p>① 連結の範囲に関する事項</p> <p>a. 連結される子会社は、株式会社愛媛県農協電算センター1社です。</p> <p>b. 非連結の子会社はありません。</p> <p>② 持分法の適用に関する事項</p> <p>持分法適用の関連法人及び持分法非適用の関連法人はありません。</p> <p>③ 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項</p> <p>連結される子会社の決算日は、3月末日です。</p> <p>連結される子会社は、決算日の財務諸表により連結しています。</p> <p>④ 連結調整勘定の償却に関する事項</p> <p>連結調整勘定については、全額償却しています。</p> <p>⑤ 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項</p> <p>連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しています。</p> <p>⑥ 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲</p> <p>a. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金です。</p> <p>b. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表科目別の内訳</p> <p>現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりです。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2">平成21年3月31日</td> </tr> <tr> <td>現金及び預け金勘定</td> <td style="text-align: right;">683,396 百万円</td> </tr> <tr> <td>別段預け金、定期預け金、譲渡性預け金</td> <td style="text-align: right;">△622,971 〃</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;">60,425 〃</td> </tr> </table>	平成21年3月31日		現金及び預け金勘定	683,396 百万円	別段預け金、定期預け金、譲渡性預け金	△622,971 〃	現金及び現金同等物	60,425 〃
平成21年3月31日									
現金及び預け金勘定	683,396 百万円								
別段預け金、定期預け金、譲渡性預け金	△622,971 〃								
現金及び現金同等物	60,425 〃								
<p>(2) 重要な会計方針に関する注記</p>	<p>① 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。また、取引はあるが期末に残高がない科目は「-」で表示しています。</p> <p>② 有価証券（外部出資勘定の株式を含む。）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・売買目的の有価証券…時価法（売却原価は移動平均法により算定）</li> <li>・満期保有目的の債券…定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）</li> <li>・子会社・子法人等株式及び関連法人等株式…原価法（売却原価は移動平均法により算定）</li> <li>・その他有価証券             <ul style="list-style-type: none"> <li>時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）</li> <li>時価のないもの…原価法（売却原価は移動平均法により算定）</li> </ul> </li> </ul> <p>なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。</p> <p>③ 有形固定資産（リース資産を除く。）の減価償却は、それぞれ次の方法により行い資産から直接減額して計上しています。</p> <p>建 物 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しています。なお、主な耐用年数は3年～50年です。</p> <p>動 産 定率法を採用しています。なお、主な耐用年数は4年～15年です。</p> <p>④ 無形固定資産（リース資産を除く。）の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しています。</p> <p>⑤ 連結される子会社の固定資産については、税法の定める方法により償却しています。</p> <p>⑥ 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。</p> <p>⑦ 引当金の計上方法</p> <p>a. 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、「経理規程」に則り、次のとおり計上しています。</p> <p>正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額と税法基準に基づき算定した繰入限度額とを比較し、いずれが多い額（当期は貸倒実績率を採用）を引き当てています。破綻懸念先債権に相当する債権のうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当会の貸出シェアで按分した金額と債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てし、キャッシュ・フローを合理的に見積もることのできない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てています。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。</p> <p>破綻懸念先に対する債権の引当金の見積もりは、従来、貸倒実績率に基づき算定した額を引き当てしていましたが、当連結会計年度より債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、キャッシュ・フロー見積法により引き当てを行っています。</p> <p>これにより、経常利益は139百万円減少しています。</p> <p>また、子会社の貸倒引当金は「経理規程」に基づいて計上しています。</p> <p>b. 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金については、職員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。</p> <p>c. 役員退職慰労引当金</p> <p>役員退職慰労引当金については、「役員退任給与金引当規程」に基づき、当連結会計年度末にお</p>								

(3) 連結貸借対照表に関する注記

ける要支給額を計上しています。また、子会社の役員退任慰労引当金は、「役員退任慰労引当金規程」に基づき、当連結会計年度末における要支給額を計上しています。

d. 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち当連結会計年度に帰属する額を計上しています。

- ⑧ 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっています。所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号平成19年3月30日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号同前）が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しています。

なお、該当するリース資産はありません。

- ⑨ 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しています。

- ① 有形固定資産の減価償却累計額は、1,957百万円です。  
 ② 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として自動車、パソコン、ネットワーク通信機器、無停電装置及びその他業務用機器があり、未経過リース料連結会計年度末残高相当額は次のとおりです。

	1年以内	1年超	合計
所有権移転外ファイナンス・リース	122 百万円	193 百万円	315 百万円
オペレーティング・リース	1 〃	4 〃	6 〃

- ③ 先物取引証拠金の代用として有価証券 5,000百万円を、愛媛県指定金融機関に対し指定代理金融機関事務取扱いの担保として預金 30百万円を差し入れています。  
 ④ 経営管理委員、理事及び監事との間の取引による金銭債権はありません。  
 ⑤ 経営管理委員、理事及び監事との間の取引による金銭債務はありません。  
 ⑥ 貸出金のうち、破綻先債権額は111百万円、延滞債権額は1,843百万円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

- ⑦ 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額ははありません。  
 なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。  
 ⑧ 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額ははありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。

- ⑨ 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,954百万円です。なお、⑥から⑨に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。  
 ⑩ 割引手形は、業種別監査委員会報告第24号に基づき、金融取引として処理しています。これより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有していますが、残高はありません。  
 ⑪ 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は 60,569百万円です。  
 ⑫ 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約貸出金27,243百万円が含まれています。

(4) 連結損益計算書に関する注記

- ① 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した結果、残高はありません。相殺した金額は89百万円です。

(5) 金融商品に関する注記

- ① 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「外部出資勘定」中の子会社関連会社等の株式が含まれています。以下⑤まで同様です。  
 a. 売買目的有価証券はありません。  
 b. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額	うち益	うち損
国 債	— 百万円	— 百万円	— 百万円	— 百万円	— 百万円
地 方 債	29,627 〃	30,288 〃	661 〃	669 〃	8 〃
金 融 債	— 〃	— 〃	— 〃	— 〃	— 〃
社 債	35,019 〃	34,130 〃	△ 889 〃	205 〃	1,095 〃
外国証券	3,997 〃	2,753 〃	△ 1,243 〃	— 〃	1,243 〃
そ の 他	— 〃	— 〃	— 〃	— 〃	— 〃
合計	68,644 〃	67,172 〃	△ 1,472 〃	875 〃	2,347 〃

(注) 1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいています。  
 2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳です。

c. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 又は償却原価	連結貸借対照表 計上額	評価差額	うち益	うち損
株 式	2,880 百万円	1,865 百万円	△ 1,014 百万円	— 百万円	1,014 百万円
債 券	296,401 〃	294,278 〃	△ 2,123 〃	1,944 〃	4,067 〃
国 債	148,068 〃	146,205 〃	△ 1,863 〃	428 〃	2,291 〃
地方債	33,609 〃	34,046 〃	436 〃	491 〃	55 〃
政保債	17,908 〃	18,197 〃	289 〃	289 〃	— 〃
金融債	— 〃	— 〃	— 〃	— 〃	— 〃
社 債	63,654 〃	63,020 〃	△ 633 〃	366 〃	1,000 〃
外国証券	33,159 〃	32,807 〃	△ 352 〃	368 〃	720 〃
そ の 他	9,452 〃	6,137 〃	△ 3,315 〃	— 〃	3,315 〃
合計	308,734 〃	302,281 〃	△ 6,452 〃	1,944 〃	8,397 〃

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上しています。  
 2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳です。  
 3. 上記評価差額に繰延税金資産1,956百万円を加えた金額△4,496百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。  
 4. 減損処理にあたっては、当連結会計年度末における時価が取得原価または償却原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合は、回復の可能性を考慮して減損処理することとしていますが、当連結会計年度における減損処理はありません。

- ② 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券は次のとおりです。
- |      | 売却原価      | 売却額    | 売却損     | 売却の理由            |
|------|-----------|--------|---------|------------------|
| 外国証券 | 1,000 百万円 | 96 百万円 | 904 百万円 | 債券発行者の信用状態の著しい悪化 |
| 合計   | 1,000 〃   | 96 〃   | 904 〃   |                  |
- ③ 当連結会計年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。
- |  | 売却額         | 売却益       | 売却損       |
|--|-------------|-----------|-----------|
|  | 168,534 百万円 | 3,512 百万円 | 4,687 百万円 |
- ④ 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と連結貸借対照表計上額は、次のとおりです。
- | 内 容                         | 連結貸借対照表計上額 |
|-----------------------------|------------|
| その他有価証券<br>非上場株式（店頭売買株式を除く） | 190 百万円    |
- ⑤ その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりです。

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
債 券	18,361 百万円	84,096 百万円	229,739 百万円	30,725 百万円
国 債	— 〃	7,228 〃	108,251 〃	30,725 〃
地方債	4,870 〃	21,555 〃	37,247 〃	— 〃
政保債	6,531 〃	11,666 〃	— 〃	— 〃
金融債	— 〃	— 〃	— 〃	— 〃
社 債	6,958 〃	34,961 〃	56,120 〃	— 〃
外国証券	— 〃	8,684 〃	28,119 〃	— 〃
そ の 他	— 〃	726 〃	1,528 〃	— 〃
合計	18,361 〃	84,822 〃	231,268 〃	30,725 〃

(6) 退職給付に関する注記

- ① 退職給付
- a. 採用している退職給付制度の概要  
 職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。なお、退職給付債務・退職給付費用の計上にあたっては「退職給付に係る会計基準」（平成10年6月16日企業会計審議会）に基づき、簡便法により行っています。  
 また、子会社については、上記の退職一時金制度に加え、全共連との契約に基づく適格退職年金制度を採用しています。
- b. 退職給付債務及びその内訳
- |         |             |
|---------|-------------|
| 退職給付債務  | △ 1,599 百万円 |
| 年金資産    | 170 〃       |
| 退職給付引当金 | △ 1,428 〃   |
- c. 退職給付費用の内訳
- |              |        |
|--------------|--------|
| 勤務費用         | 99 百万円 |
| 臨時に支払った割増退職金 | 91 〃   |
| 退職給付費用       | 190 〃  |
- ② 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。  
 なお、当連結会計年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、10百万円となっています。  
 また、存続組合より示され平成21年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、212百万円となっています。

(7) 税効果会計に関する注記

① 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等  
繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	245 百万円
退職給付引当金超過額	325 〃
繰延資産超過額	14 〃
賞与引当金超過額	18 〃
その他有価証券評価差損	1,956 〃
相互援助積立金超過額	504 〃
有価証券有税償却	42 〃
事業税	5 〃
その他	160 〃
繰延税金資産小計	3,273 〃
評価性引当額	△ 857 〃
繰延税金資産合計 (A)	2,415 〃
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	— 百万円
その他	— 〃
繰延税金負債合計 (B)	— 〃
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	2,415 〃

② 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	37.9 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.9 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 7.9 〃
事業分量配当金	△ 30.9 〃
その他	△ 2.4 〃
税効果会計適用後の法人税の負担率	0.6 〃

法定実効税率については、平成20年10月1日以降開始する事業年度から適用される地方法人特別税を含めて算出しておりますが、当連結会計年度の繰延税金資産および法人税等調整額に与える影響は軽微であります。



## 連結剰余金計算書

(単位:百万円)

科 目	平成21年度	平成20年度
(資本剰余金の部)		
資本剰余金期首残高	—	—
資本剰余金増加高	—	—
資本剰余金減少高	—	—
資本剰余金期末残高	—	—
(利益剰余金の部)		
利益剰余金期首残高	45,508	45,859
利益剰余金増加高	2,889	1,432
当期剰余金	2,889	1,432
利益剰余金減少高	1,789	1,782
出資配当金	686	664
事業分量配当金	1,103	1,117
利益剰余金期末残高	46,608	45,508

## 連結ベースのリスク管理債権の状況

(単位:百万円)

区 分	平成21年度	平成20年度	増 減
破綻先債権額	236	111	125
延滞債権額	1,707	1,843	△ 136
3カ月以上延滞債権額	—	—	—
貸出条件緩和債権額	—	—	—
合 計	1,943	1,954	△ 11

(注) 1. 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。

2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸出金をいいます。

3. 3カ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものをいいます。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

## 連結ベースの金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位:百万円)

債権区分	債権額	保 全 額			
		担 保	保 証	引 当	合 計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	437	188	—	249	437
危険債権	1,553	668	1	802	1,472
要管理債権	—	—	—	—	—
小 計	1,991	857	1	1,051	1,910
正 常 債 権	95,632				
合 計	97,623				

(注) 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

3月以上延滞債権で上記1及び2に該当しないもの及び貸出条件緩和債権をいいます。

4. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

## 事業の種類別情報

連結会社は金融に関する電算処理業を営んでいますが、その事業はグループ全事業に占める割合が僅少であるため、事業の種類別情報は記載していません。

## 1. 連結の範囲に関する事項

- ◇連結自己資本比率算出の対象となる会社と連結財務諸表規則における連結の範囲に含まれる会社との相違点

相違点はありません。

- ◇連結子会社数並びに連結子会社の名称および主要な業務内容

- 連結子会社数 1社  
○ 連結子会社

平成22年3月31日現在

名 称	主要な業務内容
株式会社 愛媛県農協電算センター	電算業務および電算業務に附帯する業務

- ◇比例連結が適用される関連法人

該当する会社はありません。

- ◇控除項目の対象となる会社

該当する会社はありません。

- ◇従属業務を営む会社又は新規事業分野を開拓する会社であって、連結グループに属していない会社

該当する会社はありません。

- ◇連結グループ内の資金および自己資本の移動に係る制限等

制限等はありません。

## 2. 自己資本の状況

- ◇自己資本比率の状況

当連結グループでは、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んだ結果、平成22年3月末における連結自己資本比率は、28.14%となりました。

- ◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当連結グループの自己資本は会員からの普通出資および後配出資により調達しています。

- 普通出資による資本調達額 230億円（前年度 230億円）  
○ 後配出資による資本調達額 199億円（前年度 - 億円）

当連結グループでは、将来的な信用リスクや金利リスクの増加およびオペレーショナル・リスクに備え、安定的な自己資本比率の維持に努めるため、内部留保の増強に努めています。

また、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出規程」および「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。

## (1) 連結自己資本の構成

(単位:百万円、%)

項 目	平成21年度	平成20年度	項 目	平成21年度	平成20年度
出 資 金	42,961	23,041	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	—	—
うち後配出資金	19,920	—			
回 転 出 資 金	—	—	負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	—	—
資 本 剰 余 金	—	—			
利 益 剰 余 金	44,609	43,719	期限付劣後債務及びこれに準ずるもの	—	—
処 分 未 済 持 分	—	—			
その他有価証券の評価差損	—	—	連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、金融業務を営む関連法人等の資本調達手段	—	—
新 株 予 約 権	—	—			
連結子法人等の少数株主持分	148	136			
営 業 権 相 当 額	—	—			
連結調整勘定相当額	—	—	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—	—
の れ ん 相 当 額	—	—			
企業結合等により計上される無形固定資産相当額	—	—	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップ (告示第223条を準用する場合を含む。)	—	—
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	—	—			
基本的項目計(A)	87,719	66,897			
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	—	—	控 除 項 目 不 算 入 額	—	—
一 般 貸 倒 引 当 金	387	393	控除項目計(D)	—	—
相 互 援 助 積 立 金	1,869	1,626	自己資本額(C-D)(E)	89,711	68,918
負債性資本調達手段等	—	—			
負債性資本調達手段	—	—	資産(オン・バランス)項目	305,530	318,599
期限付劣後債務	—	—	オフ・バランス取引等項目	485	745
補完的項目不算入額	△ 265	—	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	12,726	12,501
補完的項目計(B)	1,992	2,020			
			リスク・アセット等計(F)	318,742	331,845
			Tier1比率(A/F)	27.52	20.15
			自己資本比率(E/F)	28.14	20.76
自己資本総額(A+B)(C)	89,711	68,918			

- (注) 1. 農協法第11条の2の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。なお、当会は国内基準を採用しています。  
2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。  
基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。  
なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役員取引等費用・国債等債券売却損・償還損・償却・経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。  
3. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の特例を定める告示(平成20年金融庁・農水省告示第22号)」に基づき基本的項目から、その他有価証券評価差損を控除していないため、「その他有価証券の評価差損」は「—」(ハイフン)で記載しています。

## (2) 自己資本の充実度

### 信用リスクに対する所要自己資本の額および区分ごとの内訳

(単位:百万円)

項 目	平成21年度			平成20年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
我が国の中央政府及び 中央銀行向け	227,871	—	—	146,297	—	—
我が国の地方公共団体向け	64,551	—	—	77,323	—	—
地方公共団体金融機構及び 我が国の政府関係機関向け	24,362	1,289	51	33,390	1,599	63
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び 第一種金融商品取引業者向け	675,965	156,868	6,274	728,660	167,466	6,698
法人等向け	128,805	79,477	3,179	127,410	75,712	3,028
中小企業等向け及び 個人向け	167	123	4	132	95	3
抵当権付住宅ローン	248	86	3	295	103	4
不動産取得等事業向け	1,295	744	29	1,457	1,065	42
三月以上延滞等	336	62	2	185	43	1
信用保証協会等 による保証	44	4	0	48	4	0
出 資 等	62,862	62,862	2,514	67,027	67,027	2,681
複数の資産を裏付とする資産 (所謂ファンド)のうち、個々の 資産の把握が困難な資産	—	—	—	—	—	—
証 券 化	—	—	—	—	—	—
上 記 以 外	32,425	4,494	179	39,729	6,226	249
エクスポージャー別計	1,218,937	306,015	12,240	1,221,958	319,344	12,773
オペレーショナル・リスクに対 する所要自己資本の額 (基礎的手法)	オペレーショナル・ リスク相当額を8% で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	オペレーショナル・ リスク相当額を8% で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4%		
	12,726	509	12,501	500		
所要自己資本額	リスク・アセット等 (分母)計 a	所要自己資本額 b = a × 4%	リスク・アセット等 (分母)計 a	所要自己資本額 b = a × 4%		
	318,742	12,749	331,845	13,273		

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類毎に記載しています。  
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。  
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。  
4. 「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。  
5. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。  
6. オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、当連結グループでは基礎的手法を採用しています。  
(オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法))  

$$\frac{\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\%}{\text{直近3年間の合計額}} \div 8\%$$
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

## 3. 信用リスクに関する事項

当連結グループでは、当会以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針および手続等は定めていません。当会における信用リスク管理の方針および手続等の具体的内容は単体の開示内容(P55)をご参照ください。

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）および三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

項目	平成21年度					平成20年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
内国	1,184,427	98,107	388,169	—	336	1,182,107	99,807	325,246	—	185
外国	34,509	—	31,257	—	—	39,851	—	36,854	—	—
地域別残高計	1,218,937	98,107	419,427	—	336	1,221,958	99,807	362,100	—	185
法人	農業	273	273	—	—	306	306	—	—	—
	林業	7	7	—	—	7	7	—	—	—
	水産業	11	11	—	—	11	13	—	—	13
	製造業	40,881	12,068	28,463	—	—	38,807	11,087	26,334	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	16,343	5,844	10,452	—	224	16,351	6,043	10,261	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	3,994	—	3,994	—	—	4,506	—	4,506	—
	運輸・通信業	20,192	5,067	14,964	—	—	21,099	3,338	17,447	—
	金融・保険業	767,946	36,017	37,968	—	—	827,010	38,190	42,786	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	44,655	24,286	20,173	—	33	47,141	25,158	21,725	—
	日本国政府・地方公共団体	292,423	13,117	279,296	—	—	223,621	14,120	209,328	—
上記以外	27,464	—	24,114	—	—	36,597	—	29,710	—	
個人	1,455	1,412	—	—	66	1,586	1,540	—	—	
その他	3,286	—	—	—	—	4,907	—	—	—	
業種別残高計	1,218,937	98,107	419,427	—	336	1,221,958	99,807	362,100	—	
1年以下	666,057	12,597	22,819	—	—	706,127	4,760	18,211	—	
1年超3年以下	30,291	10,088	19,428	—	—	48,982	11,376	37,605	—	
3年超5年以下	60,628	20,881	39,747	—	—	57,331	20,093	37,739	—	
5年超7年以下	53,744	15,297	37,577	—	—	68,721	23,352	45,590	—	
7年超10年以下	294,756	5,520	288,397	—	—	197,176	8,730	187,695	—	
10年超	44,251	32,796	11,455	—	—	64,154	28,896	35,257	—	
期限の定めのないもの	69,207	926	—	—	—	79,464	2,596	—	—	
残存期間別残高計	1,218,937	98,107	419,427	—	—	1,221,958	99,807	362,100	—	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、派生商品取引によるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内、お客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

(2) 貸倒引当金の期末残高および期中増減額

a 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

（単位：百万円）

項目	平成21年度					平成20年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	393	387	—	393	387	287	393	—	287	393
個別貸倒引当金	868	1,051	6	862	1,051	782	868	0	781	868
合計	1,262	1,439	6	1,256	1,439	1,069	1,262	0	1,068	1,262

**b 地域別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額および貸出金償却の額**

当連結グループでは国外への貸出を行っていないため、地域別（国内・国外）の開示を省略しています。

**c 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額および貸出金償却の額**

(単位:百万円)

項 目	平成21年度						平成20年度					
	個別貸倒引当金					貸出金償却	個別貸倒引当金					貸出金償却
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	
目的使用			その他	目的使用		その他						
法人	農 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製 造 業	—	—	—	—	—	—	229	—	—	229	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	750	964	—	750	964	—	442	750	—	442	750
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	11	0	—	11	0	—	25	11	—	25	11
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	54	33	—	54	33	—	47	54	—	47	54
上 記 以 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
個 人	52	52	6	46	52	—	37	52	0	36	52	
業種別計	868	1,051	6	862	1,051	—	782	868	0	781	868	

(注) 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

**d リスク・ウェイト区分ごとの信用リスク削減効果勘案後の残高および自己資本控除額**

(単位:百万円)

項 目	平成21年度			平成20年度			
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計	
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	—	330,697	330,697	—	273,870	273,870
	10%	—	12,936	12,936	—	16,038	16,038
	20%	15,832	650,475	666,308	16,231	703,210	719,441
	35%	—	248	248	—	294	294
	50%	72,509	318	72,827	75,335	165	75,501
	75%	—	163	163	—	126	126
	100%	28,437	107,301	135,738	25,422	111,235	136,657
	150%	—	17	17	—	26	26
	その他	—	—	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—	—	—	
合 計	116,779	1,102,158	1,218,937	116,989	1,104,968	1,221,958	

(注) 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみを使用しています。

## 4. 信用リスク削減手法に関する事項

当連結グループにおける信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続等については、当会に準じて管理しています。具体的内容は単体の開示内容(P58)をご参照ください。

### 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

項 目	平成21年度			平成20年度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関向け	—	11,469	—	—	17,399	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	93	14	—	105	553	—
中小企業等向け及び個人向け	—	0	—	—	0	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	—	—	—	—	—
合 計	93	11,484	—	105	17,953	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。  
 2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。  
 3. 「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。  
 4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。  
 5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

## 5. 派生商品取引および長期決済期間取引のリスクに関する事項

当連結グループでは、当会以外で派生商品取引および長期決済期間取引を行っていないため、連結グループにおける当該取引にかかるリスク管理の方針および手続等は定めていません。当会におけるリスク管理の方針および手続等の具体的内容は単体の開示内容(P59)をご参照ください。

### (1) 派生商品取引および長期決済期間取引の内訳

該当する取引はありません。

### (2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

### (3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いられているクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

## 6. 証券化エクスポージャーに関する事項

当連結グループでは、当会以外で証券化エクスポージャーを取り扱っていないため、連結グループにおける当該取引にかかるリスク管理の方針および手続等は定めていません。当会におけるリスク管理の方針および手続等の具体的内容は単体の開示内容(P60)をご参照ください。

### (1) 当連結グループがオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

### (2) 当連結グループが投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

## 7. オペレーショナル・リスクに関する事項

当連結グループにおけるオペレーショナル・リスクの管理方法や手続については、当会に準じた内容としています。当会におけるオペレーショナル・リスク管理の方針および手続等の具体的内容は単体の示内容(P61)をご参照ください。

## 8. 出資等エクスポージャーに関する事項

当連結グループでは、子法人等が当会以外の出資等エクスポージャーを保有していないため、連結グループにおける当該エクスポージャーにかかるリスク管理の方針および手続等は定めていません。当会におけるリスク管理の方針および手続等の具体的内容は単体の開示内容(P61)をご参照ください。

### (1) 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額および時価

(単位:百万円)

	平成21年度		平成20年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	571	571	1,865	1,865
非上場	62,291	62,291	62,310	62,310
合計	62,862	62,862	64,176	64,176

### (2) 出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益

(単位:百万円)

平成21年度			平成20年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
6	719	—	41	2,158	—

(3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額  
(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位:百万円)

平成21年度		平成20年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	72	—	1,014

(4) 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額  
(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位:百万円)

平成21年度		平成20年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

## 9. 金利リスクに関する事項

当連結グループでは、当会以外で重要性のある金利リスクを伴う取引を行っていないため、連結グループにおける金利リスクにかかるリスク管理の方針および手続等は定めていません。当会におけるリスク管理の方針および手続等の具体的内容は単体の開示内容（P63）をご参照ください。

### 内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減

(単位:百万円)

	平成21年度	平成20年度
内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減額	12,495	13,671

(注) 内部管理で使用している市場統合VaRのうち、金利リスクにかかるVaR値を記載しています。


## 確 認 書

- ① 私は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しました。
- ② 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
- ・業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
  - ・業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
  - ・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

平成22年6月30日

愛媛県信用農業協同組合連合会

代表理事 理事長

篠原 一志 

(注) 財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、注記表、剰余金処分計算書、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結注記表、連結剰余金計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書を指しています。



当会の概要や経営・財務の情報ははじめ、JAバンクえひめのお知らせやキャンペーン情報等はインターネットでご覧いただくことができます。

JAバンクえひめのホームページアドレス  
<http://www.jabank-ehime.or.jp/>

#### ◇ JAバンク相談所のご案内 ◇

JAバンクえひめが行う信用事業の業務に関して、お客様からの苦情等を受け付ける公正・中立な第3者機関として、「JAバンク相談所」を設置しております。

お客様から相談所に連絡があった場合には、公正な立場で迅速な解決を図ることとしておりますので、お気軽にご利用ください。

#### JAバンクグループの第3者機関「愛媛県JAバンク相談所」

住 所 〒790-8555 愛媛県松山市南堀端町2番地3  
(愛媛県農業協同組合中央会内)

T E L 089-948-5656

## DISCLOSURE 2010

### JA 愛媛信連の現況

発行 平成22年7月  
編集 愛媛県信用農業協同組合連合会 企画管理部  
〒790-8555 愛媛県松山市南堀端町2番地3  
TEL(089)948-5700 FAX(089)943-5807



 JA 愛媛信連

<http://www.jabank-ehime.or.jp/>